

そこで、次の問題は、予見可能性があったとして、本件事故を回避できたかどうかです。

弁護人は、指定弁護士が指摘する4つの措置を全てあらかじめ講じておけば、本件事故の結果を回避できたとしても、

- ① 東電設計の計算結果は、東側全面を囲う防潮堤を設置する動機づけにならない
- ② 事故前は、敷地に津波を浸水させない考え方方が基本であり、津波が敷地に浸水したことを前提とした措置を講じることは発想できなかった
- ③ 原子力発電所の運転を停止するには、緊迫した具体的危険の存在が相応の根拠に基づいて認められる必要がある

として、本件事故の結果は回避できなかつたと主張します（予定主張記載書面(3)）。

しかし、弁護人の主張はいずれも理由がありません。

本件事故は、間違いなく未然に防止できたのです。

以下では、まず、防潮堤設置などの措置を講じ終えるまで、原子力発電所の運転を停止することにより、本件事故の結果を回避できたことを論じた上で、上記弁護人の主張に理由がないことを順次論じ、被告人らに、結果回避義務として運転停止義務があったことを明らかにします。

2 結果回避可能性があつたこと

津波の襲来から福島第一原子力発電所の安全性を守る対策として、

- ① 10m盤上に想定水位を超える防潮堤を設置するなど、津波が敷地へ遡上するのを未然に防止する対策
- ② 建物の開口部に防潮壁、水密扉、防潮板を設置するなど、防潮堤を越えて津波の遡上があったとしても、建屋内への浸水を防止する対策
- ③ 部屋の開口部に水密扉を設置する、配管等の貫通部に止水処理を行うなど、

建屋内に津波が浸水しても、重要機器が設置されている部屋への浸水を防ぐ対策

④ 原子炉への注水や冷却のための代替機器を、津波による浸水のおそれがない高台に準備する対策

以上全ての措置をあらかじめ講じておけば、本件事故の結果は回避することができました。

そのことは、東京電力自身が福島原子力事故調査報告書の中に記載していますし（甲A33本編325・326頁）、東京電力社員として上記報告書のとりまとめ作業に携わった上津原が供述しています（甲B17、2回41丁）。

なお、上津原は、防潮堤を実際に作るのは困難ではないかとの弁護人の質問について、

「それは、難しいというのは、時間も掛かるし、そういった意味で、かなり大掛かりな工事になるということで難しいと言っているんであって、物理的に不可能かというと、そうじゃなくて、可能ではあると思います。」（2回96丁）

と答えています。

ちなみに、上記全ての措置を講じたとしても、本件事故を回避することができないとすれば、それは、福島第一原子力発電所が津波からの安全性を確保するすべを持たないということであり、そもそも、安全性の確保のできない欠陥施設ということになります。

上記の対策工事を全て終えるには、相当の期間がかかります。

そうであれば、10m盤を超える津波はいつ襲来するか分からぬのですから、上記全ての措置を講じるまでは、原子力発電所の運転を停止し、原子炉の冷却に万全を期する措置を講じるしかなく、そうすべき義務があったのです。

上津原も、

「もし、本当に、事前に、今回と同規模の大地震とそれに伴う大津波に

福島第一原発が襲われることが予測される状況になれば、その時点で、原子力事故の発生を防ぐため、当社では、福島第一原発の各号機の原子炉を停止した上、津波対策を行っている間に福島第一原発が大津波に襲われたとしても、炉心が露出する状態にならないように、原子炉の水位を通常時よりも高くするとともに、圧力容器内に水を補給しやすくするため、定期検査時のように、福島第一原発の各号機の格納容器と圧力容器の蓋を開けた上、圧力容器内に水を満たした状態にしておき、さらに、蓋を開けた部分から、短時間で圧力容器内に注水できるような措置を講じていたと考えます。」（甲B22、44・45丁、甲B23、40丁）

と供述しています。

そして、原子力発電所の運転を停止していれば、本件事故の結果は回避することができました。

原子炉を停止すると、圧力容器内の崩壊熱は急激に下がるので、

「定期検査時に原子炉の運転を停止した際の実績から考えると、今回の津波の約5日前から原子炉の運転が停止され、原子炉圧力容器を開放して原子炉の水位を上げるなどの措置がとられていれば、今回の事故を防ぐことが確実にできたと考えられ、通常、原子炉の運転が停止された後は、原子炉圧力容器を開放して原子炉の水位を上げるなどの措置がとられますから、今回の津波の約5日前から原子炉の運転が停止されていれば、それだけで今回の事故を防ぐことができたと考えられ」

るのです（甲B24、3丁、2回上津原43～46丁）。

武藤被告人も、「出力下げ始めて、丸1日プラス」で原子炉が停止し、崩壊熱は「停止直後が一番大きくて、（略）それが徐々に徐々に下がっていく」と供述しています（31回109・110丁）。

つまり、遅くとも平成23年3月6日から原子炉の運転を停止していれば、本件事故は確実に回避できていたのです。

3 東側全面を囲う防潮堤を設置する動機づけ

弁護人は、東電設計による明治三陸地震の波源モデルを用いた計算結果（甲A 78, 251（表）～252（裏）丁）に応じた防潮堤が設置されていたとしても、本件事故を防止することはできなかつたと主張します。

弁護人は、東電設計による計算結果におけるO. P. + 15. 707mとの数値は、敷地南側における津波水位であり、敷地北側、1号機北側及び敷地南側以外の箇所における津波水位は、1号機ないし4号機の原子炉建屋等が設置されているO. P. + 10mや5号機及び6号機の原子炉建屋等が設置されているO. P. + 13mには達していなかつたので、計算結果に応じて10m盤または13m盤への津波の遡上を防ぐための防潮堤を設置することとした場合には、敷地北側、1号機北側及び敷地南側のうち計算によって津波遡上が認められた箇所にのみ防潮堤を設置する措置が講じられるにとどまるというのです。

しかし、この弁護人の主張は、被告人らを不起訴にすることを検討していた検察官の補充捜査（弁66）を見て、あとづけで考えられたものであることが明らかです。

東電設計の計算結果に応じて10m盤への津波の遡上を防ぐことを考えた場合、防潮堤を分断して設置するということは、対策工として合理的なものではありません。

したがって、本件事故前において東電設計の計算結果に応じた対策工が、防潮堤を分断し、部分的にのみ設置するにとどまったということはありません。

4 対策工を検討する現場の認識は東側全面を囲うものであったこと

(1) 東電設計の計算結果は、具体的な防潮堤をどこに、どの程度の高さで設置するのかを検討するためのものではなく、あくまで、遡上する津波の水位を計算するものでした（甲A 78, 250丁）。

上津原も、東電設計の計算結果と設計との関係について、「ほかの対策との組み合わせ、そういうしたものも考えますので、この場で決まるものではないというふうに考えます。それで、分担の話もいたしましたけれども、この解析を出したのは土木調査グループですから、対策というのは、やはり、土木調査の解析がベースになっていきますけれども、土木調査とほかの対策を考えるチームが一緒になって、具体的にどういうものが可能かというのを練り上げていくのが対策になっていくかと思います。」（2回100丁）と述べ、計算結果は「設計じゃなくて解析をしたもの」（2回101丁）と証言しています。

(2) したがって、ここで重要なのは、東電設計の計算結果を踏まえて、対策工を検討する技術者たちが、原子炉建屋等が設置されている敷地に、津波が遡上して来ないように、どのような対策をするのが合理的と考えていたかです。

まず、高尾ら土木調査グループは、平成20年6月10日武藤被告人に示した資料の中に、「対策工に関する概略検討（土木）」として、次のように記載しています（甲A188、5丁）。

「・敷地への遡上を防ぐための防潮壁の設置

→防潮壁のみでは、O.P. 10m盤に10mの壁が必要。」

また、平成20年7月31日武藤被告人に示した資料の中には、「対策工の追加検討」として、次のように記載しています（甲A95、2丁）。

「○沖合の防潮堤の設置、既設防波堤の拡張の組み合わせを設定し検討。

○なお、防潮堤建設費のオーダーとしては、数百億円規模。」

そして、実際に沖合防潮堤の設置を検討した堀内は、防潮堤の長さについて、福島第一原子力発電所の北側の一番先端から南側の一番先端まで約2000メートルの長さを想定し、建設費について、水深20メートルで2000万円、それを2000メートル作るとして、数百億円規模と想定しています（20回17～19丁）。

さらに、平成23年2月14日の福島地点津波対策ワーキング（第1回）に

配付された資料「福島地点における土木関係津波対策検討計画について」には、「津波対策工に関する検討（土木耐震グループ）」の項目の中に

「(1) 土木関係の対策工検討の計画

① 対策工（土木関係）の検討

- 既設の防波堤や護岸を利用した対策案（防波堤嵩上げ、防潮堤の構築）について検討し、その成立性（効果、コスト、工期など）を概略評価する」

として、1号機から4号機の東側全面及び5号機、6号機の東側全面を囲う防潮堤構築が図示されています（甲A123、7丁）。

(3) 平成20年7月31日の武藤被告人との会議において、吉田部長は、「発電所だけを守ると周りに水がザブンと行ってしまうんだ」と話しています（30回武藤65丁）。

このことは、吉田部長自身、「それは、多分、私が言い出した可能性が高いと思います。さっきも言ったみたいに、この評価そのものが原子力発電所だけではなくて、地域全体の防災対策の一環にならないといけないから、発電所だけ守っていいということだけではないだろう。」「そこはしっかりとしておかないと、かえっておかしい話になるぞ、つくってしまって、この評価結果を出したら、両脇がものすごく津波が高くなります。」「そこは、防潮堤の長さにしても何にしても、自分たちだけ助かる長さでやっていいのかという話はしたつもりです。」（甲A133、資料2、7頁）と供述しています。

つまり、このような会話があったことは、吉田部長も、当然のように、東側全面を囲う防潮堤を想定していたこと、さらに、その現場にいた他の者もそのような想定でいたことを示しています。

(4) これらの事実は、原子炉建屋等の設置されている10m盤に津波が遡上することを防ぎ、施設への浸水を防ぐための防潮堤について、現場の技術者たちは、あたり前のように、施設の東側全面を囲う防潮堤を想定していたことを明らか

にしています。

5 工学上も東側全面を囲うのが合理的と考えられていたこと

(1) 原子炉建屋等が設置されている 10m 盤への津波の遡上を防ぐために、東側全面に防潮堤を設置するという考え方は、工学上からも合理的なものです。

原子炉建屋等を津波の浸水から防御する基本的な考え方は、津波を「できるだけ原子炉サイトの中には入れない、ドライであるべきだということで、特に、防潮堤など、ハードのものが中心だ」という、ドライサイトという考え方です。

(15回今村10丁)

そして、ドライサイトを維持するためにベストな防潮堤の設置位置について、今村教授は、「やはり、ここは1号機から4号機がありますので、(4号機右の青色と赤色の境界部分を指さして)この建屋に影響しない手前で設置するというのが最低必要なことになります。」と証言した上で、10m盤及び13m盤東側全面を囲うように図示しました(15回38・39丁)。

また、10m盤及び13m盤の東側全面を囲うように、O.P.+20mの防潮堤を設置した場合には、「4号機タービン建屋及び廃棄物集中処理施設付近などに0.5m以下の浸水が見られる」以外、本件津波による原子炉建屋等への浸水を防ぐことができたことが、今村教授のシミュレーションにより明らかになっています(甲A270, 28回7丁)。

なお、今村教授は、第28回公判において、防潮堤について「津波の高さが違う場合に関しては、一律、防潮堤の高さを設置する必要はありません」と証言しました(28回22丁)。

しかし、この証言は、第15回公判における、ドライサイトの考え方からすれば、東側全面に防潮堤を設置するのがベストであるという証言を、変更したものではありません。

今村教授自身、供述を変更するなどということは、証言されていません。

この証言は、弁護人からの、「このような設計結果を、仮想の鉛直壁を設定して行った際に、鉛直壁を設定したところに、一律全て同じ高さの防潮堤を建設することが必要になるのか、それとも、仮想の鉛直壁に反射した高さを見て、その高さに応じて、地点ごとに防潮堤を建設する必要があるか、建設する必要がある場合には、どういう高さにするのかを検討するということも認められるのか、どちらなんでしょうか」という質問に答えたものであり、今村教授の証言の趣旨は、東側全面に設置するのがベストであるが、各地点での津波の高さに応じて、建設する必要がある場合には、どういう高さにするのかを検討することもないわけではないというものです。

(2) また、東電設計の久保は、計算結果について「シミュレーションとして、ピンポイントでそこに津波が来るということが前提の議論」とした上で、自然現象であるので、津波が横にずれたり、あるいは、高くなったりした場合には、今の議論は「通じないです。」(4回114丁)と証言し、津波は自然現象であるので、横にずれることがあることを指摘しています。

その上で、途中でぴたっと切ってしまう防潮壁というのは、実際の工学的な立場からすると、「そこは弱い部分にな」るとして、「こういうことは考えられない」と証言し(4回108丁)，分断した部分的な防潮堤が実際の工学的な立場からは考えられないとしています。

6 弁66号証は、本件事故前の認識を示したものではないこと

(1) 平成26年12月26日付検察事務官作成の捜査報告書には、土木調査グループが、東電設計の計算結果から、「津波の10m盤及び13m盤への越流を防ぐためには、前記各地上地点である、敷地北側にO.P.+14m, 1号機北側にO.P.+12.5m, 敷地南側にO.P.+22m及び17.5m, をそれぞれ設置する必要があったと判断した。」(弁66, 1・2丁)との記載があります。

しかし、事故前に土木調査グループがこのような判断をしたことはありません。

そのことは、前述したとおり、平成20年6月10日武藤被告人に示した資料（甲A188、5丁）の中に「防潮壁のみでは、O.P. 10m盤に10mの壁が必要。」と記載されていたこと、東京電力の技術者の誰一人として、事故前に分断した防潮堤を考えたことを供述していないこと、事故前に分断した防潮堤を前提とした書類が存在しないことから明らかです。

(2) 弁66号証のもとになったのは、弁59号証です。

弁59号証は、平成26年になり、検察官から高尾に対して東電設計に解析してもらってほしいと依頼されたものです。

高尾は検察官から、「1F鉛直壁を設置した場合の最大津波高さ分布」（甲A78、252（裏）丁）を示され、

「この鉛直壁の計算結果に基づいて、鉛直壁を設置していたらという、その前提で、3月11日の津波が発電所に到来した場合に、敷地への浸水を防ぐことができたかどうかということを計算で見たい」（6回高尾74・75丁）。

と言わされました。

弁59号証図-5の敷地北側、1号機北側及び敷地南側の3箇所の防潮堤の位置は、検察官の依頼を受けて想定したものです。

つまり、弁59号証の計算結果は、東京電力側が積極的にしたものではありませんし、本件事故前にしたものでもありません（6回高尾79丁）。

したがって、弁59号証をもって、事故前に東京電力の技術者たちが、東電設計の計算結果に対して、分断した防潮堤を想定していたということはできません。

(3) 高尾は、平成20年6月10日武藤被告人に示した資料（甲A188、5丁）の「防潮壁のみでは、O.P. 10m盤に10mの壁が必要。」との記載につ

いて、「これは、反射波の色塗りの棒グラフのすぐ横に書いてありますので、この部分、すなわち100番から百三十数番まで、この部分を指して10メートル盤の壁が必要だと、そういう記述です。」（7回25丁）と述べた上で、東電設計の計算結果に基づいて考えるのであれば、「全体をぐるっと囲むということは考えませんでした」（7回25丁）と証言しています。

金戸も、「東電設計の計算結果からは、敷地の東側正面全体に壁が必要だという発想はしませんでした」（19回13丁）と証言しました。

しかし、これらの証言から、高尾や金戸が、平成20年当時、弁59号証図－5の敷地北側、1号機北側及び敷地南側の3箇所にのみの防潮堤を考えていたとはいえません。

「O. P. 10m盤に10mの壁が必要。」との資料の記載を素直に読めば、東側全面を囲うものであることは明らかであり、会議の中で3箇所のみの分断した防潮堤の話題が出たことも全くありませんでした。

前述したとおり、高尾は、平成26年になって、弁59号証の作成に関与した者、金戸は、土木調査グループとして高尾の部下であった者です。

高尾、金戸の供述は、弁59号証が作成されたあと、事故後から考えた供述にすぎません。

(4) また、平成20年当時、原子力設備管理部機器耐震技術グループに所属していた長澤も、「このシミュレーション結果からすれば、敷地南側と敷地北側に越流防止のための防潮壁を造れば、設計上の安全性は保たれることになるため、敷地南側と敷地北側に防潮壁を造り、4m盤に面した10m盤東面には防潮壁を造る必要ないと判断したと考えます。」（弁13、4丁）と供述しています。

しかし、この供述も、平成26年11月25日に検察官により聴取されたものです。

調書中に、「検事から、対策として防潮壁を選ぶ理由を聞かれました。（略）

結局、先ほどの試算に対しては、敷地南側や北側の越流部分に必要な限りでの防潮壁を建てることで対応したと考えます」にあるように、検察官が弁59号証の作成と関連して、事故後からふり返った供述を得ようとしていたことが明らかなものです。

長澤が、事故前に、このような判断をしていたものではありません。

(5) 以上のとおり、東電設計の計算結果からすれば、東側全面に防潮堤を立てる必要性はない旨の東京電力職員の供述は、いずれも、事故後、平成26年になって検察官の指示により作成された弁59号証に、影響を受けたものであることが明らかです。

弁59号証について、検察官の依頼の時期は、平成26年8月ないし9月と考えられます（4回久保105丁）。

この時期は、検察官が平成25年9月9日に被告人らを不起訴にしたことに対して、平成26年7月23日に起訴相当の議決があった後、検察官が平成27年1月22日に再び不起訴にする間に当たります。

弁59号証そのものが、不起訴を検討している検察官の影響を受けたものであるのですから、弁59号証の影響を受けた供述を、判断の基礎とすることはできません。

7 動機づけのある措置すらしなかったことで、過失責任は成立すること

原子力発電所を設置・運転する事業者は、「自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」には「適切な措置を講じ」る義務があります。

東電設計の計算結果を認識すれば、敷地北側、1号機北側及び敷地南側には、10m盤を超えて津波が襲来する可能性があることは認識できたのですから、少なくとも、上記3か所には防潮堤を設置するという「適切な措置」を講じる義務があったことは明らかです。

仮に、東側全面を囲う防潮堤を設置する動機づけがなかったとしても、「O.

P. + 15. 707 m」という東電設計の計算結果に対応した、敷地北側、1号機北側及び敷地南側に防潮堤を設置する義務がなくなるわけではありません。

そうであれば、その義務を履行することなく、漫然と原子力発電所の運転を継続したことにより、本件事故を起こしたのですから、過失責任は成立するはずです。

動機づけがあり、考えつくことができた措置すらやっていない場合は、やることをしていないのですから注意義務違反があり、過失責任は成立するといえます。

この場合、考えつくことができた措置を講じたとしても、結果回避できなかつたので、過失責任はないという主張は許されません。

もし、この主張を認めるとすると、注意義務を尽した者と注意義務を尽さなかつた者に対し、「過失責任一無罪」という同じ価値を与え、同じ扱いをすることにあります。この取扱いが、公平、正義に適うとは考えられません。

考えつくことができた措置を講じたとしても、結果回避できなかつたので過失責任はないという主張は、考えつくことができた措置を講じた者にのみ許されるものです。

考えつくことができた措置すら講じず、注意義務を尽さなかつた者に「結果回避できなかつた」という資格はありません。

8 建屋内への浸水を防止する対策、部屋内への浸水を防止する対策、代替機器を高台に準備する対策をする動機づけ

弁護人は、本件事故前の原子力発電所の津波対策は、原子炉建屋等の設置された敷地に津波を浸水させない対策が基本であり、敷地に浸水した場合に備えて、建屋内への浸水を防止する対策、部屋内への浸水を防止する対策、代替機器を高台に準備する対策を、発想することはできなかつたと主張します。

しかし、以下述べるように、東京電力はもとより、他の電力会社においても、

現場の対応としては、本件事故前から、敷地に津波が浸水した場合を前提とした多重的対策を検討し、現に対策を講じているのです。

岡本孝司教授も、「想定する津波がこの敷地高を超えないということをもって、その想定する津波によって安全上重要な機能が喪失しないと判断して」いたので、「仮に敷地が浸水したら、仮に建屋が浸水したらというような多重的な対策は、安全審査で福島第一原発の事故の前には要求されていなかった」というだけです（17回24丁）。

多重的対策は、安全審査において要求されていた事項ではないというだけであり、現場の対応は全く別のものです。

弁護人の主張は、現場の対応に反したものであり、明らかに誤っています。

9 浸水経路の防水化、海水ポンプの水密化、大物搬入口の水密扉設置などが対策として考えられていたこと

(1) 溢水勉強会は、設計上の想定津波水位を超える津波が襲来した場合の原子力発電所の設備・機器等に与える影響等を把握することなどを目的とした原子力安全・保安院及び独立行政法人原子力安全基盤機構（J N E S）が主導して立ち上げた勉強会です。

原子力安全・保安院は、津波などの外部溢水の検討対象のうち、「浸水したと仮定しプラント停止、浸水防止、冷却維持の調査」の緊急度を「ニーズ高」と評価しました（甲B75資料1、2丁）。そして、想定を超える津波（土木学会評価超）に対する安全裕度等について、代表プラントを選定し、①津波ハザードの評価、②機器・設備フラジリティ評価、③津波P S Aの高度化、④アクシデントマネジメント対策の必要性などの検討を実施することを予定していました。

(2) 平成18年1月30日に開催された第1回溢水勉強会において、想定波高として敷地レベル+50cm～1mを目安とすることになりました（甲B75資料

2, 1丁)。溢水勉強会に参加していた東京電力の長澤は、この仮定で考えた場合、「各種非常用の電源設備や冷却設備は建屋外部の海面付近や建屋内地下または1階の低い位置に設置されているため、当然それらの設備が浸水により機能を喪失し、電源や冷却設備の機能喪失により、炉心損傷等の重大事象に至る可能性が高いという結果が出ると思いました。」、「このことは、他の参加者も同様に感じたようでした。」(甲B38, 10丁)と供述しています。原子力発電所の業務に従事する者にとっては、敷地レベルを越える津波が襲来した場合にはただちに電源や冷却設備の機能が喪失し、炉心損傷レベルの事故が発生することを容易に認識できたのです。

長澤は、第1回溢水勉強会後の平成18年2月15日、「想定外津波に対する機器影響評価の計画について(案)」(甲B38資料5)を作成しました。そこには「影響緩和のための対策(例)」として、進入経路の防水化、海水ポンプの水密化、電源の空冷化、さらなる外部電源の確保という具体的な対策が挙げられています。

(3) 平成18年5月11日に開催された第3回溢水勉強会では、福島第一原子力発電所5号機にO.P.+14mの津波が長時間継続して襲来した場合の影響評価が報告されました。それによれば、非常用海水ポンプが使用不可能になるほか、タービン建屋大物搬入口、ディーゼル発電機吸気ルーバー、サービス建屋入口から津波が流入する可能性があり、その結果、タービン建屋地下1階の電源室等が浸水し、電源設備の機能を喪失する可能性があることが確認されました。電源設備の喪失に伴い、原子炉の安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器の機能が喪失するのです(甲B38, 17~23丁, 資料9)。

出席していた小野祐二原子力発電安全審査課審査班長は、

「この結果を聞いて、確かJNESの姥沢部長が

敷地を越える津波が来たら結局どうなるの。」

などと尋ね、東京電力の担当者が、

炉心溶融です。

などと答えたと記憶しています。」

と供述しており（甲B75, 9丁），敷地を超える津波が来たら炉心溶融の危険性が高いことを東京電力担当者は認識していたのです。

また，水密性を確保する対策として，大物搬入口に水密扉を設置する対策が挙げられています（甲B75資料4, 2丁）。

これらの結果を踏まえれば，東京電力は，電源設備の機能を喪失しないよう電源設備等を高台に設置する方法を容易に想定できたのです。

(4) 平成18年8月31日に開催された第7回溢水勉強会では，

「平岡主席コメント

- ・耐震バックチェックでは土木学会手法のような決定論的な評価でOKであったとしても，ハザード評価結果から残余リスクが高いと思われるサイトでは念のため個々に対応を考えた方がよいという材料が集まってきた。

- ・海水ポンプへの影響では，ハザード確率=炉心損傷確率」

と記載された同月2日に開催された第53回安全情報検討会議事メモが紹介されました（甲B38, 30丁，資料16）。

この点，長澤が「耐震設計審査指針の改訂に伴う耐震バックチェックの中での津波に対する安全性審査においては，設計上の設計津波水位は土木学会手法に基づく設定で問題ないとしても，非常用海水ポンプのように，土木学会手法に基づく津波水位との余裕が小さい機器については，保安院側から個別の対策を求められる可能性があると理解しました。」と供述している（甲B38, 30丁）とおり，東京電力としては，バックチェックとは別に個別の津波対策を講じる必要性があることや津波のハザード確率は炉心損傷確率に直結することを認識していたのです。

10 津波が敷地を越流した場合の水密化対策について、電力会社間で情報交換が行われていたこと

(1) 平成18年10月6日に実施された原子力安全・保安院による耐震バックチェックに伴う全社ヒアリングにおいて、川原修司耐震安全審査室長は「バック・チェックで津波評価も行われるが、チェック結果のみならず、保安院としてはその対応策についても確認する。土木学会手法なので結果としてOKとなることはわかっているが、自然現象であり、設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕が少ない、引き波で非常用海水ポンプが止る、プラントは、具体的、物理的対応を取ってほしい。」「今回は保安院としての要望があり、この場を借りて、各社にしっかり周知したものとして受け止め、各社上層部に伝えること」(甲B39資料1、2丁)とコメントしました。

これを受け、長澤は、「福島第一原発の非常用海水ポンプについて、具体的な機器の改良策をとってほしいという保安院側の意向が示されていると理解しました。」「私は、東電としても具体的対応の検討に入る必要があると考えました。」(甲B39、3丁)と供述しています。

原子力安全・保安院は、各原子力事業者に対し、設計想定を超える津波を想定し、余裕が少ない場合には具体的な対策を講じることを求め、東京電力は福島第一原子力発電所が津波に対する裕度が少ないと対策の必要性を認識したのです。

(2) 平成18年11月10日に開催された電事連既設影響WGにおいて、各原子力事業者における津波対策が報告されました(甲B39資料2)。

同報告において、中部電力は、浜岡原子力発電所において、「原子炉建屋等の出入口には腰部防水構造の防護扉等が設置されている」と報告しているとおり、津波が敷地を越流した場合の水密化対策を実施しており、東京電力はそれを認識していたといえます。

また、同報告において、東京電力は、「他の電力会社の原発は福島第一、第二の原発よりすべて裕度があること」を認識しました（甲B39, 7丁）。

(3) 平成18年12月25日に開催された電事連総合部会において、耐震指針検討チームは、「新耐震設計審査指針への対応状況について」を報告しました。その際、土木学会手法に基づく想定津波水位を超える津波が来る確率が「工学的に無視できるレベル（例えば10マイナス7乗回／年）にはならない見込みである。」ことが報告されました（甲B39, 12丁, 資料3）。

東京電力は、想定津波水位を超える津波への対策を工学的に無視できないことを認識していたのです。

(4) そして、東京電力は、福島第一原子力発電所における押波への対策として、非常用海水ポンプの水密化や建屋の追設を検討することになったのです（甲B39, 15～18丁, 資料4, 5）。

11 非常用海水ポンプ電動機が冠水し、故障することを想定した対策が検討されていましたこと

(1) 東京電力は、平成20年3月31日の耐震バックチェック中間報告提出に備えて、QA集を作成しました。QA集には、

「SQ7-1-15：津波に対する評価の結果、施設への影響が無視できない場合どのような対策が考えられるか。

SA7-1-15：非常用海水ポンプ電動機が冠水し、故障することを想定した電動機予備品準備、水密化した電動機の開発、建屋の水密化等が考えられる。」

と記載されています（甲A186, 30丁）。

(2) 平成20年3月6日、機器耐震技術グループの山崎は、土木調査グループの高尾、金戸、建築グループ、機電グループ担当者に対し、「評価上、津波高さが大幅に上がることは避けられない状況であることから、その対策について具

体的なエンジニアリングスケジュールを作成し、土木、建築、機電を含めて今後の対応策について検討していく必要があります。」（甲 A 76, 16丁）とのメールを送信しました。同メールには、「1F／2F津波対策検討ES（たたき台）」と題するエンジニアリングスケジュールが添付されており、そこには、押し波対策として「機電設備改造計画立案 ①水密電動機の開発 ②電動機の予備品確保」、「建築設備改造計画立案 ③建屋設置による水密性確保の検討（1F） ④建屋防水性の向上（2F）」、「土木設備改造計画立案 ⑤堰の設置に關わる検討」と記載されており、津波が敷地レベルに達することを防ぐ「ドライサイト」ではなく、浸水した場合に備えるいわゆる「ウェットサイト」の考え方による具体的な対策を検討することが予定されていたのです。

(3) 平成21年9月7日、東京電力酒井、高尾らは、原子力安全・保安院の小林勝、名倉繁樹との打ち合わせにおいて、福島地点における貞観津波の数値シミュレーションの検討結果について報告しました（甲B85, 6～8丁、資料2～7）。

高尾らは、小林らに対し、佐竹論文の波源モデルを前提とすると福島第一原子力発電所における想定波高は約9m弱となり、敷地レベルは越えないものの、非常用海水ポンプのレベルを越えてくることになるため、その点で対策が必要となることなどを説明しました。

長期評価に基づく津波評価だけでなく、貞観津波の波源モデルに基づく津波評価においても4m盤が浸水することは明らかであり、東京電力は、非常用海水ポンプについての津波対策が必須であることを認識していたのです。

12 津波が10m盤を超えて浸水する可能性があることを前提に、電動機及び制御盤、建屋開口部などに対する対策が検討されていたこと

(1) 平成22年8月27日に開催された第1回福島地点津波対策ワーキングにお

いて（甲A120, 2・3丁），機器耐震技術グループ（電計班）から，非常用海水系電動機の水密化の検討状況について報告がありました。長期評価に基づく10m以上の津波に対しては成立性に問題があること，防波堤，防護壁，建屋等の津波衝撃力緩和策および漂流物防止策も同時に実施する必要であることなどが報告されました。

建築耐震グループからは，非常用海水ポンプについては建屋扉の水密化が必要であること，屋外設備の建屋新設については取水路を含めた大規模な改造工事が必要になることなどが報告されました。

- (2) 平成22年12月6日に開催された第2回福島地点津波対策ワーキングにおいて（甲A121, 2・3丁），機器耐震技術グループ（機械班）から，10m以下の津波において対策が必要な非常用海水ポンプについて説明がありました。

機器耐震技術グループ（電計班）からは，非常用海水ポンプ電動機の水密化について説明があり，津波の衝撃力を考慮した場合に成立性が困難であること，現場計器，制御盤等において被害を受けた場合においても，ポンプ電動機は運転不可となることなどが報告されました。

建築耐震グループからは，津波対策として海水ポンプ群を格納する建屋を設置した場合の成立性について説明がありましたが，非常用海水ポンプ廻りは他ポンプ，機器・配管等が乱立しており，非常用海水ポンプのみを格納する建屋の設置は困難であること，取水路上に建屋を設置した場合，津波に耐えられるよう基礎を打つ必要があることから直下の取水路自体を改造する必要となること，非常用海水ポンプの直前に津波による衝撃波吸収用の壁を設置する場合においても，取水路において強固な基礎が必要となること，発電所構内への津波進入を防ぐために既存の防波堤を高くした場合，津波の反射波により更に大きな波となる可能性があることなどが報告されました。

- (3) 平成23年1月13日に開催された第3回福島地点津波対策ワーキングにお

いて（甲 A 122, 2・3丁），土木調査グループから，取水口前面については貞観津波，敷地南部からの遡上については地震本部の見解を考慮して対策工を検討する必要があることなどが報告されました。

建築耐震グループ及び土木耐震グループからは，非常用海水ポンプを収容する建物・構築物の設置案およびスクリーンポンプ室における耐震安全性の再評価及び強化案について報告されました。

機器耐震技術グループ（電計班）からは，電動機及び制御盤・ラック等について課題と実現性結果などが報告されました。

機器耐震技術グループ（機械班）からは，非常用海水ポンプ（ポンプ部）における津波影響評価結果が報告されました。

そして，今後，土木・建築側が衝撃力／漂流物対策を検討すること，機電側でポンプの水密化の要否を検討すること，水位上昇や海水回り込みに対しては，土木・建築側での対策検討と機電側の対策検討（水密化など）を並行して検討し，両者併せた最適な対策を検討することなどが決まりました。

(4) 平成23年2月14日に開催された第4回福島地点津波対策ワーキング（甲A123, 2・3丁）において，土木調査グループから，津波評価技術の改訂では1677年延宝房総沖地震の波源モデルが採用される見込みであること，延宝房総沖地震の津波が発生した場合，福島第一原子力発電所南側において津波が遡上し原子炉建屋，タービン建屋まで浸水する可能性があることなどが報告されました。

土木調査グループ及び土木耐震グループから，防波堤嵩上げ，4m盤への防潮堤構築，スクリーンポンプ室強化等の津波対策工について工事の成立性を検討していくこと，防波堤嵩上げ，防潮堤構築だけでは浸水をすべて食い止める対策にはならないことなどが報告されました。

建築耐震グループから，福島第二原子力発電所における津波対策状況として，開口部のパッキン処理，シーリング等は実施済みだが波力に対する対策は実施

していないこと、開口部の対策検討が必要であること、原子炉建屋、タービン建屋においても浸水する可能性があることから、ディーゼル発電機、非常用電源室、非常用ポンプ等に対する対策が必要であることが報告されました。

(5) このように福島地点津波対策ワーキングでは、津波が10m盤を超えて浸水する可能性があり、防波堤嵩上げや防潮堤構築だけでは浸水をすべて防げないことを前提とした水密化等の対策を検討していたのです。

13 東海第二原子力発電所は、本件津波対策として、建屋水密化、海水ポンプ吸い込み管延長、海水ポンプ室かさ上げなどドライサイトを前提としない対策を講じていたこと

日本原電が茨城県東海村に設置している東海第二原子力発電所（以下「東海第二」）では、本件事故以前に長期評価に基づく津波評価を取り入れ、ドライサイトを前提としない津波対策を講じていました。

(1) 東海第二は、敷地レベルH. P.（日立港工事用基準面）+4mに海水ポンプ室、H. P. +8. 89mにタービン建屋、原子炉建屋等の主要建屋が設置されています（甲A260）。

(2) 平成19年10月に茨城県が公表した茨城沿岸津波浸水想定区域図によつて、東海第二の海水ポンプ室敷地レベルが浸水する可能性が存在することが判明したため、日本原電は東京電力と津波に関する情報連絡会を開催するようになりました（甲A213、23回安保9丁）。

平成19年11月19日に行われた情報連絡会において、長期評価の取扱について東京電力が内部で議論して方向性を出すことになりました（甲A160、23回安保11丁）。日本原電は、バックチェック報告書の記載内容と対策を分けて検討し、また、一番厳しいと考えられる長期評価について津波高さ等を検討することにしました（甲A213、5丁）。

(3) 日本原電が東電設計に委託した長期評価に基づく東海第二への津波影響評価

の結果は、押し波の津波最高水位がH. P. + 9. 54 mで原子炉建屋設置レベルのH. P. + 8. 89 mを超える、また、引き波の津波最低水位はマイナス4. 22 mで取水確保レベルマイナス3. 02 mを下回るものでした（甲A215, 2~4丁）。

平成20年3月10日に開催された常務会において、長期評価に基づく津波評価として、押し波については原子炉建屋、タービン建屋付近で30cm程度浸水すること、対策例として護岸背後に津波用防波壁の設置、浸水を防ぐ範囲を主要施設に限定し津波用防波壁の設置、建屋側で水密性確保が報告されました。また、海水ポンプ室については、押し波対策として前面壁の嵩上げ、あるいは、水密性確保のための屋根の設置という対策例が、引き波対策として海水ポンプの吸い込み管延長や堰の設置という対策例が報告されました（弁127, 14~16丁）。

(4) 長期評価に基づく津波評価において、敷地南側に防潮壁の設置を仮定した場合、高さ2mの防潮壁で主要建屋の最大浸水深は20cm程度でした（甲A259, 23回安保33・34丁）。

日本原電は防潮壁を設置する代わりに、当時、東海第二で耐震対策のために実施していた地盤改良工事の過程で発生する排泥を利用して盛り土対策を講じることを検討しました（甲A260, 6丁, 23回安保35・36丁）。この盛り土対策は完全に浸水を防ぐことを目的としておらず、浸水の程度を低減することを目的としたものです（23回安保37丁）。

また、日本原電は、長期評価に基づく津波評価に対し、すべての管理区域の建屋の外壁で止水する方針を採用し（甲A260, 7丁, 23回安保39丁）、主要建屋の開口部からの浸水量を評価して水密化対策を検討しました（甲A264, 15丁, 23回安保39丁）。

そして、日本原電は、平成20年7月23日に開催された4社情報連絡会において、建屋については排泥を利用した防潮堤、防水扉などの対策、海水ポン

プ室については壁や蓋の対策、ポンプ室の引き波についてはポンプ配管の延長などの対策を検討している旨報告しました（甲A160, 8丁）。つまり、東京電力は、日本原電が、長期評価に基づく津波評価への対策として、ドライサイトではなく、主要建屋敷地への浸水を前提とした対策を検討していることを認識したのです。

(5) 平成20年7月31日に酒井から、バックチェックに長期評価を取り込まないというメールが届きました（甲A214, 6・7丁）。

同年8月5日に開催された常務会において、押し波の影響を低減させるための盛り土対策及び建屋の水密化対策が報告され、異論は出ませんでした（甲A216, 5~9丁, 23回安保43・44丁）。

同年8月6日に開催された4社情報連絡会において、東京電力の方針について各社が確認することになりました（甲160, 9丁）。日本原電は、社内で検討した結果、バックチェックに長期評価は記載しないが、長期評価に基づく津波対策は継続する方針をとりました（甲A160, 10丁, 23回安保47・48丁）。

(6) 平成20年11月以降、日本原電は、この方針に基づき、ケース0（津波評価技術）、ケース1（茨城県の波源そのもの）、ケース2（茨城県波源をもとに津波評価技術でパラスタ実施）、ケース3（長期評価を基に南北で分ける）、ケース4（長期評価そのもの）に場合分けをして対策工等を検討しました（甲A260, 3~5丁）。

バックチェック報告書にはケース0またはケース1に基づく内容を記載することにしました（甲A264, 11丁）。

長期評価に関しては最終的にどのような扱いになるか見通せないため、津波対策の条件として、引き続き長期評価を想定条件として検討することにしました。しかし、海水ポンプ室の押し波対策に関しては長期評価に対して現実的な対策案を講じることが困難なので、まず、ケース2, 3を対象に実施すること

とし、その際、長期評価への対応を見据えた設計を行って大規模な手戻りがないようにすることになりました。また、引き波対策についてはケース4に対応する対策を講じることになりました。(23回安保59~63丁)

そして、こうした方針については、平成21年3月10日開催の常務会で報告され、異論は出ませんでした(甲A262, 2~5丁, 23回安保65~67丁)。

(7) こうした日本原電の方針のもと、本件事故以前に日本原電が講じていた津波対策は次のとおりです。

ア 盛り土(甲A260, 23回安保35~37, 58丁)

長期評価に基づく津波評価への対策を含む盛り土工事が実施され、平成21年5月29日に工事が完了しました(甲A265, 4丁)。

イ 建屋水密化

長期評価に基づく津波評価に対する建屋水密化対策として、防水扉2箇所、防潮シャッター1箇所、防潮堰6箇所の工事が実施され、平成21年9月30日に工事が完了しました(甲A265, 17丁)。

ウ 海水ポンプ吸い込み管延長(長期評価引き波対策)

長期評価に基づく津波評価に対する引き波対策として、海水ポンプ吸い込み管延長工事が実施され、平成22年4月5日に工事が完了しました(甲A265, 22丁)。

エ 海水ポンプ室かさ上げ

茨城県の波源そのものに基づく津波対策(ケース1)として、海水ポンプ室の側壁をH.P.+6.1mに嵩上げする工事が実施され、平成21年10月30日に工事が完了しました(甲A258, 4丁)。

(8) 東京電力と日本原電は、4社情報連絡会に加えて、担当者間で対策工についての情報交換をしており(甲A267, 18~20丁)、東京電力は日本原電が長期評価を取り込んだ津波対策を講じていること、ドライサイトを前提とし

ない対策を講じていることを認識していたのです。

14 運転停止の義務

電気事業法上、原子炉施設を設置・運転する事業者には、自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない義務があります。

そして、「自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」の「その他適切な措置」には、直ちに原子炉の運転を停止する義務も含まれています。

このことは、東京高裁判決（平成11年3月25日判時1686号33頁）の「原子力発電機の原子炉施設の事故により、施設外に放射性物質を漏出させた場合、その社会的被害が莫大なものとなる可能性があり、社会の被る経済的損害が多大なものとなることは明らかであるから、原子炉施設を設置・運転する会社の代表取締役には、右のような事故を引き起こすことがないように原子炉施設の安全性を維持し、原子炉の工作物に事故の発生につながり得るような欠陥が存在する疑いや安全運転上の異常徵候があるときには、直ちに原子炉の運転を停止させることにより、事故の発生を未然に防止する注意義務がある。」という判示からも明らかです。

弁護人は、運転を停止するためには、「緊迫した具体的危険の存在が相応の根拠に基づいて認められる必要がある」と主張します。

しかし、自然現象（本件では津波）に対して、「緊迫した具体的危険」ということが観念できるのか、仮にできるとしてそれはどういう場合なのか、その存在が相応の根拠に基づいて認められるとはどのような場合なのかは、極めて疑問です。

弁護人も、「緊迫した具体的危険の存在が相応の根拠に基づいて認められる」場合を明示できておらず、弁護人の主張は、具体的な論拠を持つものになっていません。

本件の場合、運転を停止するために「緊迫した具体的危険」の存在を検討する必要はありません。

15 「緊迫した具体的危険の存在」は必要ないこと

(1) およそ自然災害について、いつくるのかを事前に予知することは不可能です。

津波について考えれば、現代社会においては、地震が発生した後、「この地震により津波が発生します」「○○地域に津波が襲来するのは○時ころです」という緊急速報がされるだけです。

もちろん、この速報であっても、当該地域の住民の避難ということで考えれば、極めて重要であり有用なものです。

しかし、これでは、原子炉の安全性を守るということでは遅きに失し、弁護人もこのような事態を、「緊迫した具体的危険の存在」と言おうとしているとは思われません。

そうすると、「緊迫した具体的危険の存在」というのが、どのような事態を意味しているのかは、全く不明というしかありません。

さらに言えば、仮に予知の科学が進歩したとしても、「緊迫した具体的危険の存在」とは、「明日くる」「1週間以内にくる」「1年以内にくる」「10年以内にくる」等々のどれをいうのか、「明日くる」としてその確率は、「50%」「10%」「1%」「0.1%」等々どの程度をいうのか、という議論が残ります。

つまり、「緊迫した具体的危険の存在」という要件は、何の内容も持っていないのであって、行為規範になりようがないのです。

自然災害は、「いつくるのかわからない」という特性を持っています。

とりわけ、地震・津波についてはそうです。

そうであれば、仮に「緊迫した具体的危険」というものを考えるとしても、地震・津波に対しては、くる可能性がある以上、すでに「緊迫した具体的危険」

が存在していると考え、対処するしかないのです。

したがって、原子炉建屋の設置されている敷地高を超えて津波が襲来する可能性が相応の根拠を持って示されていれば、そのような津波はいつくるかわからないのですから、「自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」に該当することになると考へるのが合理的です。

地震本部の長期評価の見解を取り込んで、対策工が必要だと考へていた高尾は、「対策工が完成する前に敷地を越えるような津波が起こったらどうなるんだろうかと、そんなことを懸念するようなことはなかつたですか」と裁判官に聞かれて、「これは切迫性の問題かと思ひますけれども」とした上で、「日本海溝沿いのものについては、更新過程というより、確度の高い計算はなされていませんので、そういう観点では切迫性は持つていなかつた。ある程度の時間を使って、検討することはできるんだと。でも、必要だというふうに思つてゐたということです。」(7回114丁)と証言しています。

「切迫性は持つていなかつた。でも対策工は必要だと思っていた。」という言葉は、自然災害というものは、いつくるかわからないのだから、切迫性を持つていないと考えていても、対策を講じておくことが原子力発電所の安全性を守るために事業者に求められる義務であることを示しています。

(2) 東京電力自身、そのように考へていたからこそ、これまで「緊迫した具体的危険の存在」を検討することなく、必要な津波対策をしてきています。

原子力発電所は、それまでの知見に基づいて襲来する可能性のある津波を想定し、想定津波水位を計算して、その水位を超える高さの敷地に原子炉建屋等の設備を設置しています。

福島第一原子力発電所についていえば、チリ地震を想定し、想定津波水位をO. P. + 3. 122mとして、4m盤、10m盤という敷地を考えて建設されています。

その際、O. P. + 3. 122mの津波が、いつくるかとか、どれだけ緊迫

した具体的危険があるかなどということは考慮されていないはずです。

そして、東京電力は、新しい知見を得るたびに想定津波水位を計算し直し、その数値によって津波対策の要否を判断してきました。

平成6年3月には、平成5年7月の北海道南西沖地震を契機とした再評価をして、チリ地震を想定地震とし、O. P. + 3. 5 mという結果を得て、対策不要と判断しています（甲A237、5回高尾4丁）。

平成10年6月には、7省庁手法に基づいた評価をして、萩原マップG2-3断層モデルを波源モデルとし、O. P. + 4. 7 ~ 4. 8 mという結果を得て、対策不要と判断しています（甲A48、5回高尾11丁）。

平成14年3月には、同年2月の津波評価技術に基づいた評価をして、塩屋崎沖地震を波源モデルとし、O. P. + 5. 4 ~ 5. 7 mになったことから、ポンプ用モーターのかさ上げや建屋貫通部等の浸水防止対策を実施しています（甲A33報告書本編17~19頁、5回高尾17丁）。

その際も、O. P. + 5. 4 ~ 5. 7 mの津波が、いつくるかとか、どれだけ緊迫した具体的危険があるかなどということは考慮されていません。

平成21年2月には、最新の海底地形と潮位観測データを考慮して、平成14年3月と同じ解析をし、O. P. + 5. 4 ~ 6. 1 mになったことから、ポンプ用モータのシール処理対策等を実施しています（甲A33報告書本編18・19頁、6回高尾31丁）。

この時は、耐震バックチェックの最終報告に向けて検討をしている時期ですが、この時も、O. P. + 6. 1 mの津波がいつくるかとか、どれだけ緊迫した具体的危険があるかなどということは考慮せず、当たり前のように対策を完了しているのです。

16 一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を問題にしているのではないこと

(1) 津波はいつくるかわからないのだから、「緊迫した具体的危険の存在」は必

要がないと言っても、「一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱けば結果を予見して回避するための注意義務がある」と主張しているわけではありません。

いわゆる危惧感説あるいは不安感説は、判例の受け入れるところではあります。

例えば、札幌高裁判決（昭和51年3月18日判時820号36頁）は、以下のとおり判示しています。

「結果発生の予見とは、内容の特定しない一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度では足りず、特定の構成要件的結果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分の予見を意味するものと解すべきである。」

指定弁護士も、この判示を前提にしています。

原子炉建屋等の設置されている敷地高を超えて津波が襲来する可能性が相応の根拠を持って示されれば、それは、一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度にとどまるものではありません。

(2) 「一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度では足りない」とされている趣旨は、何となく危惧や不安を感じると言うことで結果回避措置を義務づけることになれば、対象となる危険の内容が明確でないにもかかわらず、ありとあらゆる危険に備えた措置を義務づけることになるからです。

その結果、行為者の行動の自由は著しく制約されることになり、ついには、行為に出ることそのものができなくなるからです。

逆にいえば、対象となる危険の内容が明確であり、それに備える結果回避措置も特定されれば、行動の自由を制約することにはなりません。

本件は、対象となる危険は明確であり、危険に備えた結果回避措置も特定されていました。

原子炉建屋等が設置されている敷地高を超えて津波が襲来すれば、原子炉建屋内へ浸水し、電源盤等が水没して電源が喪失し、炉心を冷やす機能を失い、原子炉の炉心に損傷を与え、ガス爆発等が発生して放射性物質が放出される事

故に至り、そのことにより死傷者が出るおそれがある、という構成要件的結果及び結果発生に至る因果関係の基本的部分は、いずれも特定されています。

また、これを防止するためには、原子炉建屋内へ浸水させないために防潮堤を設置することや、電源設備や冷却設備が被水して機能喪失しないために水密化等の措置をすることなど、結果防止措置の内容も明確でした。

伊方原発訴訟最高裁判決（平成4年10月29日判時1441号37頁）は原子炉設置許可の基準の趣旨について、「原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、…（中略）…原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、右災害が万が一にも起こらないようにするため」であると判示しています。

原子力発電所の設置・運転が、人の生命・身体に重大な危害を及ぼす危険な行為であることは明らかであり、原子力発電所を設置・運転する者は、その危険を制御すべき注意義務があります。

危険を制御できていることにより、「許されない危険な行為」が「許された危険な行為」になるのである、そもそも危険を制御する措置を尽くしていなければ、「許されない危険な行為」として設置・運転は禁止されるものです。

したがって、以上のような結果防止措置をとることを義務づけたとしても本件においては、「行動の自由が制約される」ということは問題になりません。

17 社会的な説明責任があったことは停止できない理由にならないこと

- (1) 弁護人は、電力会社は電力を供給するという責任を負っており、停止となればその社会的影響が大きいので、停止するためには、その必要性及び根拠について社会的な説明責任があり、緊迫した具体的危険がないのに運転を自主的に

停止することは現実には不可能であったと主張します（予定主張記載書面（3）11～15頁）。

しかし、停止するためには、その必要性及び根拠について説明する責任があったことと、運転停止ができたかどうかは全く別のことです。

(2) 東京電力が電気事業者として電力供給義務を負っていることから、福島第一原子力発電所の運転を停止する場合には、供給計画の変更が必要であること、電気料金の改定も避けられなかつたことなどについては、弁護人の主張のとおりかもしれません。

そうであったとすれば、東京電力には、そのことをそのまま説明すべき義務があったのであり、説明をして義務を果たすべきだったのです。

「長期評価の見解を取り込んで評価をし直したところ、10m盤を超えて津波が襲来する可能性が出てきた。津波はいつ襲来するかもわからないので、津波対策が完了するまでの間、安全性を考え、万が一にも事故が起こらないようにするために、運転を停止する」と素直に説明すべきだったのです。

上津原は、技術・広報担当の立場からして、敷地南側の水位がO. P. + 15.7m、4号機タービン建屋・原子力建屋付近がそれぞれ2m強の浸水深となる津波に対する対策をとる場合、東京電力としてどう対応すべきかについて、「私は、想定津波水位の数値について十分な根拠が示されれば、最も素直な打ち出し方としては原子力発電所を停止させて対策をとることで、原子力発電所を停止させないで対策をとりつつこれを対外的に上手く説明することは困難だと感じます。そして、当時、東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所等での不祥事を受けて、情報をオープンにする姿勢を打ち出していましたから、想定津波水位の根拠が十分となれば、高低を問わず、決まった東電の方針を対外的に真摯に発信したと思います。」（甲B21、5丁）と供述しています。

東京電力社員の中にも、事実をそのまま説明すべきであると考えていた者がいるのです。

(3) 弁護人は、本件事故の発生以前は全く異なる社会状況にあったことに留意する必要があると主張し、説明したとしても、国民は到底受け入れなかつたので停止できなかつたのだと主張するのかもしれません。

しかし、まず、国民が受け入れないかどうかは疑問があります。

山下センター長の供述にもあるとおり、むしろ被告人らは、説明をすれば運転停止に追い込まれ、柏崎刈羽原子力発電所も停止している状況では、経営が危機になると考えていました。

仮に、説明したところ、運転を継続してくれとの国民の意見が強く、政府もそれを了承したのであれば、本件事故の責任は東京電力にはなかつたということになるだけのことです。

説明をしなかつた東京電力に、社会的な説明責任を持ち出す資格はありません。

(4) なお、弁護人は、東京高裁判決（平成11年3月25日）を引いて、「危険の緊迫度、危険の具体性を無視して最悪の事態を想定して直ちに本件原子力発電所の各原子炉の運転を停止すべき注意義務を負うものではなかつた」（予定主張記載書面（3）11頁）と主張します。

弁護人が引用した判示は「その場合にとるべき措置は、問題の社会的危険性、会社経営上の危険性等に応じて、必要かつ十分な限度で行えば足りるものであり、危険の緊迫度、危険の具体性を無視して最悪の事態を想定して直ちに原子力発電機の運転を停止すべき義務までを善管注意義務の一態様として負うものではない。」という部分だと思われます。

ところでこの事案は、原子炉施設の再循環ポンプが損傷して事故が起こったことから、控訴人らが、再循環ポンプ及び同ポンプと主配管との溶接部分に欠陥があることを理由に事故再発の危険性が高いとして、運転の差止を求めたものです。

そして、前記判示の前提として、「本件原子炉施設の再循環ポンプ及び同ボ

ンプと主配管との溶接部分に安全上の欠陥があると認めるに足りる証拠はない」旨判断しているものです。

そうすると、この判示の言う「危険の緊迫度、危険の具体性」というのは、再循環ポンプ及びポンプと主配管との溶接部分に欠陥があって事故が再発する危険の緊迫性、具体性というものです。

自然現象である津波が襲来する危険とは本質的に異なるものであり、どうてい同樣に論じられるものではありません。

むしろ上記事案と本件とをパラレルに考えるならば、上記事案における「再循環ポンプ及びポンプと主配管との溶接部分に安全上欠陥があると認められない」という判断は、本件においては「10m盤を超えて襲来する津波は起こらない」との判断ということになります。

つまり「10m盤を超えて襲来する津波は起こらない」といえない限り、「危険の緊迫性・危険の具体性」はあるのです。

18 耐震バックチェックであっても運転停止を命じられことがあること

耐震バックチェックにあたって電力会社は、原子力発電所の運転を停止することなく、運転を継続しながら、改訂された耐震設計審査指針に適合しているかどうかを評価することができます。

しかし、このことから、耐震バックチェック中は運転停止の義務はないということはできません。

耐震設計審査指針が改訂されたということは、本来は、新指針に適合していかなければ運転の許可がでないですから、いったん運転を停止して適合しているかどうかを評価すべきものです。

実務上、運転を継続しながらが許容されているのは、すでに設置・運転の許可を得ているだけでなく、通常は相当程度の裕度をもって設計されているので、指針が改訂されたとしても、不適合という事態は生じないと考えられているからに

すぎません。

しかし、新指針に従い、最新の知見を踏まえて評価すれば、適合しない場合は起り得ることであり、その場合は、新指針の下では、そもそも設置・運転が許可されないのであるから、直ちに停止することは安全性の観点からすれば疑問の余地のない当然のことです。

原子力安全委員会の委員であった岡本教授も、耐震バックチェックをしたところ、その基準を満たしていなかった場合には対策を立てることが必要であり、対策が立てられない場合には、停止するしかないということになると証言しています（17回53丁）。

判断する側から言えば、そのようなことがわかった時点で直ちに運転の停止を命じる義務があり、電力会社側から言えば、直ちに運転を停止する義務があることになります。

なお、原子力安全・保安院は、平成23年3月7日、東京電力からO.P.+15.7mという想定津波水位の計算結果を示されても、「直ちに運転を停止せよ」という指導はしていません。

しかし、原子力安全・保安院が停止を命じなかつたことは、運転停止義務を免れる理由にはなりません。

電気事業法によって原子力発電所の安全を確保する責任は、原子力発電所を設置・運転する事業者にあります。

非加熱血液製剤を販売していた製薬業者の元社長に対して、大阪高裁判決（平成14年8月21日判時1804号146頁）は、厚生省が販売中止なり回収を促す何らの指導的措置もとらなかつたことを、被告人らのために斟酌すべきであるという主張に対し、「厚生省担当者の責任を論じる余地のあることは否定できない」としつつ、「しかしながら、原判決も指摘するとおり、医薬品については、これを製造販売する製薬業者がその製品についての第一次的かつ最終的な責任を負うべきものである」として、「被告人らが厚生省の責任を過度に云々するのは

相当ではない」と判示しています。

本件においても全く同様であり、原子力安全・保安院の責任を別途論じる余地があるとしても、そのことと、被告人らの刑事責任とは全く別個のものです。

19 他の原子力発電所が運転を停止していないことは、福島第一原子力発電所の運転を停止しないことを正当化する理由にならないこと

弁護人は、「東北電力及び日本原電も地震本部の津波地震に関する長期評価の内容を認識し、かつ、長期評価を前提とした場合の試計算結果が従前の設計津波水位を上回る水位となることを把握しながらも、女川原子力発電所及び東海第二原子力発電所の原子炉の運転を停止してはいなかった」（予定主張記載書面（3）15頁）と主張します。

しかし、東北電力にしても、日本原電にても、長期評価を前提とした場合の想定津波水位が原子炉建屋等が設置されている敷地高を超えるものになっていたとすれば、直ちに運転を停止すべき義務があったのです。

そして、仮に女川原子力発電所及び東海第二原子力発電所に本件と同様の事故が発生していたら、全く同様に刑事責任を追及されたはずです。

それが問題にならないのは、過失犯は、結果が発生してはじめて成立するからに他なりません。

20 先例がないことは運転停止しないことを正当化しないこと

電気事業法上、「自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には原子炉を停止することになるものの、これを根拠に稼働している原子炉が停止された先例はないこと、本件事故前に、事故等のトラブルもなく、定期点検中でもないのに、自然災害への安全対策の不備を理由とし、あるいは対策を完成させるまでの間の措置として、稼働中の原子炉をあえて停止した先例も見当たらぬことを指摘する主張もあります。

しかし、それは、たまたま、これまでには、すでに設置・運転されている原子力発電所について、「その安全性を損なうおそれがある場合」に該当する事態が起らなかっただけのことです。

原子力発電所の安全性を考える時に、「先例」を持ち出すこと自体ナンセンスであり的はずれです。

21 結果回避義務として、運転停止義務があつたこと

これまで述べたとおり、東電設計のO. P. + 15. 707 mという計算結果は、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見させるとともに、その対策として東側全面を囲う防潮堤の設置、10m盤上に津波が浸水したとしても重要機器が機能不能にならないように多重に対策を講じることの動機づけを与えるものです。

そして、津波はいつくるかわからないですから、防潮堤の設置などの対策工事の完了までの間は、「原子炉の工作物に事故の発生につながり得るような欠陥が存在する疑いがあるとき」であり、「自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」であるとして、事故の発生を未然に防止するために、被告人らには運転を停止する義務がありました。

一方、被告人らは運転を停止する措置を講じることに障害はなく、被告人らは運転を停止する措置を講じることができたのです。

被告人らが、原子力発電所の設置・運転が、人の生命・身体にどれほど重大な危害を及ぼす危険を有している行為なのかを真剣に考え、原子炉施設の安全性を第一に考えて本件事故の前に福島第一原子力発電所の運転を停止する措置を講じていれば、本件事故の結果は回避されたのです。

第7 被告人らの「情報収集義務」の懈怠と過失責任

1 問題の所在

以上述べた事情のもとで、被告人らの刑事責任を問うるかが、最後に問題となります。

いうまでもなく、その中心的論点は、被告人らがそれぞれの立場で、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見できたか、そしてその予見に基づいて、これに対する防護措置を講じることが可能であったか、という点です。

その前提事実、すなわち、

- ① 長期評価の見解には、十分科学的根拠が認められること（第5）
- ② この見解に従って、土木学会が策定した「津波評価技術」の手法に基づいて算定した福島第一原子力発電所に襲来する津波水位は、10m盤を超える結果となること（第4）
- ③ これらの情報は、被告人らに伝えられていたこと（第4）
- ④ この計算結果に基づいて、10m盤上に10mの防潮堤を建設するなどの津波対策を講じていれば、本件事故は回避できたこと（第6）
- ⑤ このような措置を講じるまでは、福島第一原子力発電所の運転を停止すべきであったこと（第6）
- ⑥ こうしていれば、本件事故を未然に回避できたこと（第6）

などの事実が、本法廷で取り調べられた証拠によって明らかになりました。

そして、被告人らは、それぞれの立場において、誠実にこれらの情報を収集し、的確な判断をしてさえいれば、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見することはできたのであり、これに基づいて、然るべき措置を講じることは十分可能だったのです。

そこで、最後に、被告人の過失の具体的態様を「情報収集義務」の懈怠という

観点に焦点を当てて、明らかにいたします。

2 原子力・立地本部にもたらされた津波に関する情報

(1) 一連の経過の中で、最も重要な情報は、東電設計が長期評価に基づいて算出した「O. P. + 15. 707 m」という計算結果です。

武藤被告人が、この情報に接したのは、平成20年6月10日、吉田原子力設備管理部長らから、土木調査グループが行っていた津波評価などについての報告を受けたときでした（30回武藤43丁以下）。

武黒被告人が接したのは、その2か月後である8月、武藤被告人から報告を受けたとき（30回武藤79丁以下、32回武黒29丁）、その後、平成21年4月ないし5月頃になってから、改めて吉田部長らからも詳細な報告を受けています（32回武黒32丁以下）。

しかし、武黒被告人や武藤被告人は、それ以前から津波対策が、「耐震バックチェック」の重要な実施項目のひとつとされていることについては、当然認識していました。

原子力安全委員会は、平成18年9月19日、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改訂（甲A66）しました。この改訂に伴って、「地震随伴事象」として、津波対策に関する事項が新たに設けられ、これを受けて、翌9月20日、原子力安全・保安院は、各原子力事業者に対して、「耐震バックチェック」を指示し、その実施に関して、「耐震バックチェックルール」（甲A68、別添2）を示しました。その中にも、「津波に対する安全性」の評価手法が示されていたことについては、前述したとおりです。

しかも、原子力安全・保安院は、当初より、津波評価は、「自然現象であり、設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕が少ない。引き波で非常用海水ポンプが止る、プラントは、具体的、物理的対応をとってほしい。」、「想定を上回る場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷にな

るため安全余裕が少ない」との指摘を行っていました（甲A70）。

武黒被告人や武藤被告人は、東京電力における「耐震バックチェック」を担当する原子力・立地本部の責任者として、このような事情を明確に認識できる立場にありました。

そして、土木調査グループが、このルールに基づいて、津波水位の高さを再調査し、これに基づいて津波対策を講じるための検討をしていることもまた、十分に知るところだったのです（30回武藤99丁、32回武黒50丁）。

(2) 現に土木調査グループでは、吉田部長の承認の下に、長期評価に基づく津波評価を東電設計に委託をするなど、「耐震バックチェック」の作業を進行させました（甲A78、4丁）。

武黒被告人は原子力・立地本部の本部長として、武藤被告人は、その副本部長として、原子力設備管理部において、このような作業を遂行していたことを当然知る立場にあり、これを知っていたことは容易に推測することができます。

原子力・立地本部では、週に一度定例的に、本部長・副本部長、各部の部長らが集まって、「原子力・立地本部連絡会議」を開催していました。このような会議の席上で、「耐震バックチェック」の進捗状況や東電設計への委託が話題に上っていたことは、推測に難くありません。

3 平成20年2月16日の「御前会議」

(1) 土木調査グループの高尾らは、東電設計の久保との委託業務に向けての協議の過程で、すでに平成19年11月12日の時点で、ハザード解析による暫定的な計算では、福島第一原子力発電所に「O. P. +7. 7m」の津波が襲来するとの結果が出ていることを伝えられていました（甲A78、25丁裏）。

この内容が、平成20年2月16日に開催された「御前会議」（甲A156、2丁）の席上に「S.sに基づく耐震安全性評価の打ち出しについて」（甲A156、5丁）と題するレポートにまとめられ、報告されました。

この会議には、被告人3名がいずれも出席しています。

このレポートは、原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター名義で作成され、会議の席上では、センター長である山下によって説明が行われました。

ここに出席していた被告人3名は、いずれも、このレポートの津波に関する部分は見ていないし、山下センター長からの説明もなかったなどと供述しています。その理由として、当時予定されていた耐震バックチェック中間報告では地震動に関する事項についてのみ行い、津波対策についての報告は予定されていなかったから、山下センター長は津波に関する部分についての説明は行っていない、さらに武藤被告人は、もし聞いていれば、6月10日の報告の際、そのことを指摘したはずだと供述しています（30回武藤126・127丁）。

しかし、山下センター長は前記レポートに基づいて当該部分の説明を行ったことについて、

「2月16日の御前会議において、これまで震源モデルを考慮していなかった海溝沿いに震源モデルを考慮した結果、想定津波高さが変更になることや、その対策として、防水電動機等の開発・導入等の対策を講じる方針であることを報告しました。」（甲B58、14丁）
と具体的にかつ明確に供述しています。

しかも、2月16日時点では、常務会等において、中間報告では津波を取り扱わないと決定した形跡は全くないばかりか、むしろ土木調査グループにおいては、当時精力的に、津波解析に向けた議論を他の原子力事業者の担当者とも連絡を取り合いながら行っていたことや、この会議で報告することに至った経緯等については、これまでに指摘した様々な証拠から伺い知ることができます。

このような事情を、武黒被告人や武藤被告人は、「御前会議」だけでなく、「原子力・立地本部連絡会議」などの席上でも、吉田部長らから聞き、知り得たのです。

この点についても、山下センター長は、

「原子力・立地本部内においては、1週間に1回、武黒一郎本部長、武藤副本部長が出席する本部内会議を行っていました。」、「御前会議では、原子力・立地本部の方針を報告するわけですので、御前会議にあげる内容については、その本部内会議で報告していました」（甲B58・12丁）

と述べ、武藤被告人自身も、

「御前会議の内容がどのようなものであったか、あるいは次に開かれる打合せがどのようなものが議論されるかというようなことも話題になつたのではないかと存じます」

との質問に対し、

「明確に記憶がありませんけれども、そんなことが紹介されても不思議はないかも知れません」

として、上記山下供述を裏付けています（30回武藤・134丁）。

また、このレポートは、A3用紙にわずか2枚の表裏印刷で、パワーポイントの頁数にして、15（表紙を入れても16）ページにしかすぎません。

そして、その冒頭に目次が記載され、そこには「地震随伴事象である『津波』への確実な対応」と明記されているのですから、一見してこのレポートに津波対策についての報告も含まれていることが分かります。

そして当該個所も、きわめて分かり易く、大きな文字で、「津波の高さの想定変更」、「見直し案」として「津波の高さ」、「+7.7m以上」、「評価によつてはさらに大きくなる可能性」、理由として、「海溝沿い震源モデルを考慮」、「指針改訂に伴う基準地震動S波策定において海溝沿いモデルを確定論的に取扱うこととしたため。」と記載されているのですから、たとえ、山下センター長からの詳細な説明がなくとも、この部分は容易に目に止まり、その内容も理解できるはずです。

そして、この文言を見れば、山下センター長が、

「これは、推本の長期評価を取り込んだことを意味します」（甲B58, 13丁）

と述べるとおり、被告人ら3名にとっても、長期評価を採用することにより、想定津波の高さが、従来より高くなることを報告する内容であることは、直ちに理解することができます。

(2) そして、この「O. P. + 7. 7 m」との情報は、「御前会議」で報告される以前にも、武藤被告人に伝えられたとの証拠も存在しています。

平成20年2月5日、機器耐震技術グループの長澤が、酒井らに送信したメール（甲A184, 10～12丁）に、

「武藤副本部長のお話として山下所長経由でお伺いした話ですと海水ポンプを建屋で囲うなどの対策が良いのではとのこと。」

とあるとおり、武藤被告人は、山下センター長から「津波評価水位が7. 7メートル以上に上昇した結果、海水ポンプの対策が必要となる」との報告を受け、「その対策を取るつもりでいた」（甲B58山下10丁）ことは明らかです。

(3) 長期評価に基づく津波評価によれば、津波水位の高さが従前の評価を上回る可能性があるとの報告が山下センター長によって行われたことを裏付ける事情は、これだけに止まりません。

平成20年3月11日、第2453回常務会が開催されています。

この日の常務会において、3月31日に行なうことが予定されていた福島第一原子力発電所5号機の耐震バックチェック中間報告の内容が社的に確認され、「原案は了承・決定」されています（甲A157, 2丁）。

そして、「津波の評価」につき、

「プレート間地震等の想定が大きくなることに伴い、従前の評価を上回る可能性有り」

との報告が、原子力設備管理部によって行われています（甲A157, 4・6

丁)。

この提案書の中においても、明確に「津波の評価」について触れられ、今後行うべきその問題点の確認が行われているのです。

当然のことながら、津波評価を行うことにより、従前の想定津波の水位が上回る結果となった場合には、津波対策工事を改めて行わなくてはなりません。最終報告書提出時までに対策工事を行わなければ、原子炉の稼働を停止せざるを得ないと考えられたため、このリスクを回避するための方策を検討する必要があるとの問題提起が行われているのです。

このことは、すでに2月16日の「御前会議」の席上でも指摘されていることでした。前記資料の「耐震性向上工事の打出し方」の項目に、「耐震バックチェック最終報告書提出までの工事完了は不可能」、「最終報告書提出時のプラント停止リスク回避」（甲A156, 7丁）とあるように、最終報告書提出時と対策工事との関係が明確に意識され、被告人ら3名に報告され、情報共有がなされていたのです。

このように、すでに2月16日の時点で、福島第一原子力発電所における津波評価は、長期評価を採用して行うこととされ、これによると津波水位は、従前の想定よりも高くなる可能性があることが、被告人ら3名を含む最高経営層においても明確に情報共有されました。

これにより被告人らは、いずれも、長期評価に基づいて、津波評価を行うことによって、福島第一原子力発電所に襲来する津波の水位が、従前よりも高くなることを明確に認識したのです。

このことは、山下センター長が、

「津波に関する方針について、勝俣社長や清水副社長から異論が出なかつたことから、この原子力・立地本部の方針は了承」された（甲B58, 14丁）

と述べているとおりです。

被告人らは、この席は、会社の方針を決定する場ではないと主張しています。

しかし、被告人らがいずれも述べているとおり、「御前会議」は「情報共有」の場だったのですから、いずれにせよ、このような極めて重要な情報が被告人ら3名にも共有され、共通の認識のもとで爾後の対処を行うことが確認されていることは確かなのです。

4 耐震バックチェック中間報告に伴う武藤被告人の説明

(1) 平成20年3月31日、東京電力は、福島第一原子力発電所5号機について、耐震バックチェック中間報告書を原子力安全・保安院に提出しました。

この基本的な内容は、前述のとおり、3月11日の常務会に提言されて承認され、さらに3月20日に開催された「御前会議」でも話題に上っています。

中間報告では津波対策については触れないとされました、長期評価に関しては、この報告書に、

「三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてM8クラスのプレート間地震を想定している。しかしながら、これらの地震は津波地震とされており、この領域で過去に発生した最大規模の地震である1896年明治三陸地震（M8.2）においても、震害はなかったとされていることから、敷地に及ぼす影響は小さいと考えられる」（甲A87、4-10頁）

と記述され、「津波地震」について明確に触れられています。この記述からもわかるように、中間報告でも、長期評価が検討の対象とされ、「津波地震」が「想定」されていることが認識されていたのです。この報告書の内容は、常務会において確認、承認されているのですから、被告人らは当然知る立場にありました。

そして、これを踏まえたうえで、東京電力は、

「地震随伴事象（津波に対する安全性・周辺斜面の安定性）については、

現在解析・評価を行っているところであり、最終報告において、結果を示す予定です」（甲B94、添付資料7）

と対外的に広報しています。

(2) さらに、中間報告を提出したその日に、武藤被告人自ら、その内容等につき、地元福島県に対する説明に赴いています。3月31日、福島県庁の生活環境部長の下を訪れ、中間報告につき趣旨説明を行っています。

この説明に際し、武藤被告人は、

「津波に対する安全性評価は、今回のバックチェック中間報告には入っていないのか」

との質問に対して、

「津波の評価については最終報告にて報告する。最新の知見を踏まえて安全性の評価を行う」

と回答しています（甲A88、4丁）。

この回答は、事前に土木調査グループ等において準備されたQAつまり、想定問答集に基づくものですが、そこには、

「津波評価にあたっては、『原子力発電所の津波評価技術（H14年土木学会）』以降に地震調査研究推進本部等から発表された最新の知見を踏まえ、『不確かさの』考慮として発電所の安全性評価にあたって考慮する計画」（甲A186、28丁）

「新たな知見に基づき、さらに評価を進め、必要に応じて対策を講じる所存」

などと明記されています。

この想定問答集は、すでに指摘したように、3月20日の「御前会議」の席上、清水副社長から、特に津波関係について、「地域説明に向けた、QAの充実を図るように」との指示に基づいて作成されたものです（甲A76、29丁）。

この会議に出席していた武黒被告人や武藤被告人は、清水副社長がこのよう

な指示をしたことを否定していますが、清水副社長から指示があった旨のメールを関係者に送信したのは、この御前会議に出席していた山下センター長であり、しかも、このメールの発信日時は、上記会議の翌日、3月21日なのですから、この内容が事実に反することなどあり得ず、その内容からしても、会議の席上、清水副社長の指示があったことは明白です。

武藤被告人が福島県への説明に際して述べたこの「最新の知見」が、長期評価を指すことは、上記想定問答集の記載からしても一見して明白です。

このことは、3月20日の御前会議の後、酒井が土木調査グループの関係者らに対して送信した「推本評価を踏まえて今回評価せざるを無くなった」などと記載された「御前会議の状況（取扱い注意含むので転送不可）」と題するメール（甲A184、27・28丁）の内容からも裏付けることができます。

5 東電設計による津波水位の解析

(1) 一方、2月16日の「御前会議」を経て、前述したとおり、土木調査グループでは、長期評価に基づいて、津波の再評価を行い、その対策工事を検討するべく、津波評価の委託先である東電設計の久保らとの打合せ、さらに日本原電など他の原子力事業者らとの協議、今村文彦東北大学教授ら専門家からの意見聴取など、精力的に作業が行われました。

土木調査グループでは、2月16日の「御前会議」において確認された方針のもと、エンジニアリングスケジュールまで作成して、長期評価に基づいて津波水位を評価し、これに対する対策工事の検討を行うべく、具体的な作業を進行させていたのです。

(2) ところが3月上旬頃になると、東電設計が土木学会の「津波評価技術」の手法に基づいて行ったパラメータスタディによると、福島第一原子力発電所に襲来することが予測される津波水位はO.P.+7.7mに止まらず、10m盤を超え（甲A82）ることが判明し、さらに3月18日には、明治三陸地震の

津波波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定した場合には、津波水位の最大値が、「O. P. + 15.707m」となる旨の計算結果が示されるに至りました（甲A 78, 153~159丁）。

土木調査グループでは、東電設計に対して、この計算結果に基づく対策工事内容の検討を依頼し、東電設計はこれに応えて、防潮堤や冲合防波堤等を考慮した検討を実施し、東京電力側にその検討結果を提示するなどしました（甲A 78, 259・260丁）。

6 平成20年6月10日、武藤被告人への報告

(1) このような結果を踏まえて、平成20年6月10日、吉田部長、山下センター長、土木調査グループの酒井GMらは、上記計算結果に基づく津波対策工事を進めるべく、武藤被告人の了解を求めるための報告を行いました。

吉田部長らは、武藤被告人に対して、「福島第一・第二原子力発電所津波評価の概要」（甲A 188, 2~14丁）と題するレポートに主要事項をまとめ、これに基づいて、東電設計の計算結果を示しました。

そして、原子炉建屋等を津波から守るための防護措置を講じるためには、O. P. + 10mの敷地上に約10mの防潮堤を設置する必要があることを進言し（5回高尾91丁以下）、「必要な対策についての方針を説明して了解」を得ようとしたのです（同92丁）。

武藤被告人は、この計算結果について、酒井が証言するとおり、「何が変わつてこうなるんだというところで、びっくりされているような感じ」で受け止めました（8回酒井、69丁）。

そして、武藤被告人は、前述のとおり、長時間にわたって、事情を聴いた上、今後の対策工事を進めるための課題として、

- ・ 津波対策を実施するか否かの判断に係わるため、津波ハザードの検討内容について詳細に説明すること。

- ・ 4m盤への遡上高さを低減するための概略検討を行うこと。
- ・ 沖に防潮堤を設置するために必要となる許認可を調べること。
- ・ 平行して機器の対策についても検討すること。

などの事項を提示しました（甲 A 188, 20丁）。

この時点で、長期評価を採用すること自体への疑問やその信頼性について、問題とされることは全くありませんでした。むしろ、長期評価に基づく計算結果を前提に、対策工事を行うについての諸問題が検討課題とされたのです。このことは、上記武藤被告人の指示内容を見すれば明白です。

(2) このように、6月10日の時点では、文字どおり「今後の進め方は継続検討」とされました（30回武藤55丁）。

武藤被告人は、その「継続検討」の意味を、「何かそれをもって対策をやるんだというようなことが決められるような状況ではありませんでした。」（同56丁）と述べ、さらに長期評価について、信頼性がないと理解したとも述べています（同58丁）。ところがその理由として述べるのは、単に「酒井さんがそれは信頼性がないというふうに言っていた」（同58丁）というだけにすぎません。

しかし同日、検討のために、提示された資料にも、

「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮すべきであるとの見解」

などを参考に、

「不確かさを考慮すべきとする指針の精神、専門家の意見を踏まえ福島沖の海溝沿いを波源とする津波の検討を実施中」

などと記載されているように、酒井らの立場は、長期評価の信頼性を問題とすることなく、これを前提に対策を進めるということにあったのです。それだからこそ、酒井らは、武藤被告人のコメントに従って、対策工に向けた具体的検討を行い、資料を作成し、7月31日の協議に臨もうとしたのです。

こうして、土木調査グループ等では、前述のとおり武藤被告人の指示を受けて、各事項の検討を行いました。

7 平成20年7月31日、武藤被告人の指示とその正当性

(1) 7月31日、武藤被告人は、改めて、その結果の報告を受けています。

この日も6月10日と同様、吉田部長や山下センター長らが武藤被告人のもとを訪れ、「福島地点の津波評価について（状況報告）」と題する書面（甲A95、2~14丁）に基づいて、検討結果を報告しました。

その内容は前述したとおりですが、この報告内容は、6月10日の武藤被告人による指示に基づいて、津波対策工を進めるうえでの方策を中心とする詳細かつ具体的なものでした。

この報告で、注目すべきなのは、その際提出された報告書面においても、長期評価を前提に防潮堤の態様、規模、予算、さらには、「三陸沖波源モデル」、「房総沖波源モデル」のいずれを採用するのかの問題等が記載され、決して、長期評価の採用そのものに疑問を呈する記載など全くないという点です。

武藤被告人は、すでに6月10日の時点で、酒井から、長期評価の成熟性や信頼性に疑問があるとの趣旨の話を聞き、津波対策工の具体的な内容を検討するまでもなかった（30回武藤45~51丁）、まして、津波水位の低減の可能性などの検討を指示するはずもなく、このようなことは、同人の信条とするIntegrityにも反するなどと述べています（30回武藤53丁）。

しかし、7月31日の吉田部長や酒井らの報告は、上記のとおり、まさしく、長期評価の採用を前提とした、具体的な対策工を進めるにあたっての提言であり、津波水位低減のための方策の検討に関する内容であったのです。

それだからこそ、上記書面においては、

「海溝沿いの津波の取扱（確率論・確定論）について学識経験者へ説明」

「房総沖の波源モデルの採用可否について検討を進め、学識経験者へ説

明」

「上記説明を 8 月下旬を目処に行い、関係各社の見解の統一を図る。」

といった「今後のアクション」が、提言されているのです。

(2) ところが、武藤被告人は、吉田部長らから、上記報告を聞いたにもかかわらず、議論する意味がないとして、これにとりあおうとしました。

「それぞれの担当は、それぞれがやったことを、私はそれはプライドを持って、持ってきたと思いますけれども、会社全体としては、それをどういうふうに扱うかということを考えたときに、例えば、こういった工程の中身というのは、この時点では議論をする意味があるというふうに私は思いませんでしたので、特に議論はしてないです。」(31回武藤 40丁)

と述べるとおり、わざわざ、担当者らが行った詳細な報告を問題にすらしようとせず、

「研究しようじゃないか」

の一言で一蹴し、津波対策工に向けた具体的議論を封じ込めました。

担当者の努力にかかわらず、「会社全体」として「考えたとき」、「この時点では議論をする意味」がないとして、対策工を先送りにしたのです。

「酒井さんだったかと思いますけれども、やるなら土木学会ですね、ということになり」、

「それでは、土木学会にもう一度お願いをしようと、こういうことになったということあります。」

として、土木学会での検討に委ねることを指示しました(30回武藤 67丁)。

しかし、「土木学会に検討を委ねる」という武藤被告人の指示は、津波対策を行うことを回避するための方便に他なりませんでした。

(3) 前述したとおり、土木調査グループの担当者らは、7月31日までは10m盤を超えて津波が襲来することを前提に、早急に具体的な対策にとりかかろう

としていました。

ところが、武藤被告人は、この日、突然「研究しようじゃないか」と言い出したのです。このことが、土木調査グループの担当者らにとって、全くの想定外のことであったことは、すでに詳論したとおりです。

こうして、土木調査グループが進めていた具体的な津波対策工の検討は頓挫してしまいました。津波対策が頓挫してしまったのは、武藤被告人のこの指示によるものであったことは明らかです。

(4) 武藤被告人は、この時点で、土木学会の検討に委ねる必要性があったといいます。しかし、あえて土木学会に検討させる必要性などありませんでした。

土木学会に検討を委ねる事項は、長期評価の見解どおりに、福島県沖日本海溝寄りに波源を置くことに合理性があるかどうかでした。

しかし、武藤被告人の本心は、福島県沖日本海溝沿いに明治三陸地震の波源モデルを置くと「O. P. + 15. 707 m」という10m盤を超える津波が襲来する結果になるため、異なる見解によって、10m盤を超えない数値になるような波源モデルが想定できないかという点にあったといわざるを得ません。

しかし、酒井（8回83丁）、高尾（5回112丁）、金戸（18回80丁）らは、長期評価の見解にしたがって明治三陸地震の波源モデルを採用することには問題があるとしても、延宝房総沖地震の波源モデルを想定することはとうてい否定できず、これによって津波水位が少し低くなるとしても、10m盤を超える津波が襲来するという結論には、変わりないと考えていました。

このように、改めて土木学会において津波評価の検討を行っても、結果は変わらないことは明らかであり、あえて時間を費やして、検討することなど必要なく、無意味なことだったのです。

現に、平成22年末になって津波評価部会が示した見解は、このとき酒井らが考えていた内容と全く変わっていないのです。

このように、平成20年7月の時点で、土木学会に検討を委ねることなど必要なく、結論は解りきっていたことだったのです。

(5) では武藤被告人は、必要もない「検討依頼」をなぜ指示したのでしょうか。

それは、東京電力に、当時、柏崎刈羽原子力発電所の停止により、津波対策を回避したいという社内事情があったからに他なりません。

当時社長であった清水は、

「中越沖地震の発生に伴い、平成19年度には6150億円、平成20年度には6490億円の支出増があり経常損益もマイナスになっている」

(甲B96, 5丁)と供述し、勝俣被告人も「結構大変な金額になった」(3回51丁)と同趣旨の供述をしています。

またこの点につき、山下センター長も、

① 柏崎刈羽原子力発電所が停止したことにより、火力発電による発電量を増やして対応していたが、火力発電は、原子力発電よりも発電コストが高いため、収支が悪化していた(甲B58, 11丁)

② 従来の土木学会手法を上回る数値であっても、10m盤を下回る数値であれば、最終バックチェック報告をする予定であった平成21年6月までには、その対策工事が可能だと考えていた。

③ しかし、津波水位が10m盤を超え、防潮堤を設置する大規模な工事を実施することとなれば、平成21年6月までに、工事を完了することは到底不可能であった。

④ 7月31日の説明では、工事期間は約4年との見込みが示されたが、平成21年6月までに、津波の対策工事が完了しなければ、最終バックチェック報告をすることができず、最悪、提出期限を守れなかつたとして、工事が完了するまで、原子炉を止めろという指示が出される恐れがあった。

⑤ 土木調査グループが提案する工事を実施すると、工事費が数百億円規模

になる。

(6) 土木調査グループが提案する工事には、会社としてのリスクが大きく、直ちに工事実施との意思決定をすることは、困難であった（甲B57、5・6丁）

と当時の社内事情を詳細かつ、具体的に供述しています。

このように当時、柏崎刈羽原子力発電所の運転ができない現状にあって、東京電力の最高経営層においては、多額の資金を使いたくない、福島第一原子力発電所も停止したくないという経営判断があつたことは疑いありません。

(6) ここで、7月31日の武藤被告人への報告の状況を振り返ってみる必要があります。

酒井（8回83・84丁）、高尾（5回109・110丁）、金戸（18回78丁）の証言によれば、6月10日に比べて会議時間が短かったこと、6月10日には報告に対して熱心に質問していた武藤被告人が、7月31日には報告中にあまり発言しなかつたことなど、武藤被告人の発言がきわめて唐突であつたことがわかります。

7月31日における武藤被告人の判断は、当日、報告を受けた後に考えたものではなく、すでに事前に結論が出されていたのです。

(7) 「土木学会に検討を委ねる」というその実態も問題です。

土木学会の検討は、安中正や松山昌史の証言からも明らかなどおり、電事連電力共通研究の成果の権威づけにほかなりません。

平成14年2月に土木学会津波評価部会から「津波評価技術」（甲A52）が公表されていますが、これは、平成10年8月より開始された電事連加盟の電力10社で実施する電力共通研究「津波評価技術の高度化に関する研究」がもとになっています。

電力共通研究は、東電設計、三菱総研、ユニックの3社がジョイントベンチャーを構成して委託を受けて、調査・研究を行い、ここで、報告書の実質的な

内容が作成されます。この電力共通研究の内容が、幹事団の原案となり、津波評価部会において議論・審議され、最終的に成果として取りまとめられます（21回安中4～6丁、22回松山15・16丁）、（甲A50、51（表）丁「工程表」、4（表）丁「研究内容及び成果」）。

一方、審議する津波評価部会の委員は、学識経験者の他、電力共通研究の主体である東京電力を含む電力10社の社員も加わっています（甲A50、50（表）丁）。言わば、自分たちの研究成果を自分たちが審議するといつても過言ではありません。

このように、電力共通研究を前提として、その内容が津波評価部会で議論・審議され、成果として公表されるという仕組みは、第2期（甲A243、4丁）、第3期（甲A250、4・5丁）、第4期（甲A251、243丁）とも全く同じです。

後述するように、武藤被告人の「研究」は、第4期として平成21年度から開始されています。これも、幹事会社として東京電力が中心となり、ジョイントベンチャーとして東電設計、三菱総研、ユニックが関与しています（21回安中31・32丁）。そして、審議する津波評価部会には、委員として高尾が、幹事として及川、金戸（途中、柳沢に交代）という東京電力の社員も参加していました（甲A194、2丁、甲A242、3丁）。

(8) さらに、武藤被告人が真に、土木学会の検討を待って、津波対策工を考えようとしていたのであれば、当然に土木学会の議論がどの程度の日程で見通しが立つか、見通しが立った段階とはどのような時点なのかなどに注意を向けなければなりません。

しかし、武藤被告人は、検討に要する期間については、「明確に数字はイメージしていませんでした」（31回47丁），と述べ、また、「具体的な見通しが立った段階」がいつかという問題についても、

「土木学会での審議について、私は具体的なイメージがなかったので、そこまでは当時は考えておりませんでした。」（同）

「それは、震災のときまで様子は存じ上げませんでしたので、そこは分かりません。」（同48丁）

などと述べているにすぎません。

このように、武藤被告人は、土木学会に委ねるという指示を行いながらも、その見通しの時期や、見通しをつける段階をいつにするかという基本的な事項についてさえ、全く関心を示していないのです。

(9) また、専門家から意見を聴取するということは、土木学会に検討を委ねることを正当化するものではありません。

弁護人は、土木学会に検討を委ねるという方針について、専門家から異論は述べられなかつたと主張しています。

確かに、高尾らが面会した首藤教授、佐竹教授、今村教授、高橋准教授の4人の専門家から明示的な異論はなかつたかもしれません。

しかし、そのことから、土木学会に検討を委ねるという判断が正しいものであつたということはとうていいえません。

この4人は、いずれも津波評価部会の委員です。

高尾の証言によれば、上記専門家らに対して行った説明の内容は次のとおりだったということです。

「平成21年度から新たな研究を立ち上げて、そこで津波評価技術の改訂をするべく、いろいろな項目について研究検討を進めていくということをご相談したんですけども、そのいろいろな項目という中の1つに、波源の策定と評価という項目が入っていたということになります。」「その改訂された津波評価技術がどういう内容になるかということに関わらず、その出た結論に従って、電力事業者は、もう一度その内容に基づいてバックチェックといいますか、確認作業を行いますということをご説

明したというふうに記憶しております。」（6回12丁）

「津波評価技術」を作成公表したのは津波評価部会なのですから、このように言われて部会の委員の人達がだめだというはずがありません。

平成20年12月10日、阿部教授に説明に行ってますが、これはそもそも当初予定していたものではありませんでした。

何より阿部教授の回答は、

「地震本部がそのような見解を出している以上、事業者はどう対応するのか答えなければならない。対策を取るのも一つ。無視するのも一つ。

ただし、無視するためには、積極的な証拠が必要。」（甲A190、38丁）

というもので、東京電力の説明を了承しているというものではありません。

いずれにせよ、問題は、長期評価を「新たな知見」として採用するかどうかのどちらから、専門家から意見を求めるというのであれば、このことについて、直截に意見を聞くべきです。そして、その相手方も地震本部の委員も含めるべきでした。

意見聴取を行った質問内容や聴取する専門家の選択自体、東京電力にとって都合のよい恣意的なものだったのです。

専門家から意見を聞くとの武藤被告人の指示は、直ちに長期評価の見解を採用することを避ける口実を作るための作業に過ぎなかったのです。

(10) さらに、「津波評価技術」の改訂を行わなければ、新しい知見を取り込むことができないとか、取り込むべきではないというようなことでは全くありません。

電力中央研究所研究員で津波評価部会に委員として関与していた松山が証言するように、この改訂には10年ぐらいはかかるのですから、その間に新しい知見があれば、自主的に電力会社の判断で知見を取り込んだうえ、然るべき対策を講じるべきなのです（22回松山38丁）。

考えてみれば、これは当然のことです。

取り込むべき新しい知見があるのに、漫然と「津波評価技術」が改訂されるまで何もしないで放置しておくなどということは、万が一にも事故は起こってはならないという原子力発電所の安全性の問題に対処するためには、決して許されるものではありません。

そのようなことをすれば、原子力事業者としての判断の放棄、責任の放棄というほかありません。

しかし、本件は、まさしくこのような事故だったのです。

8 7月31日以降

(1) 武藤被告人による指示により、津波についての「最新の知見」の反映を直ちに行なうということをしなくなったことに伴い、当初東京電力が予定していた福島第一原子力発電所の耐震バックチェックの最終報告の提出期限を延期することが企図されるようになります。

武藤被告人が土木学会に検討を委ねることを指示したからといって、それがすぐに開始されているわけではありません。

平成20年7月当時は、津波評価部会では、未だ、第3期の「津波評価技術の体系化に関する研究（その3）」（甲A250）として、平成21年3月に公表されることになる「確率論的津波ハザード解析の方法（案）」（甲A110）の策定に向けた議論が行われている段階でした。

東京電力が求めた福島県沖の波源モデルに関する検討を対象とする「津波評価技術の高度化研究」は、平成20年11月25日開催の電事連原子力開発対策委員会総合部会において、2009（平成21）年度の電力共通研究として採用され、津波評価部会が取り上げたのは、平成21年11月24日、本格的な議論が始まるのは、平成22年になるのを待たなくてはなりませんでした（甲A251）。

こうして、平成20年7月31日を境に、耐震バックチェックの最終報告提出期限を当初予定された平成21年6月を延期するということが、意識的に議論されるようになったのです。

(2) 武藤被告人は、8月初旬ころ、武黒被告人に、長期評価に基づいて福島県沖の日本海溝沿いに津波の波源を設定して計算したところ、大変に高い津波水位になるため、土木学会に検討を依頼することとしたとの、報告をした旨の供述（30回武黒80丁）をしていますが、この報告により、両者の間では、最終報告提出期限の延期が、共通の認識となったことは疑いありません。

9月7日、武黒被告人、武藤被告人も出席して開催された「中越沖地震対応打合せ」では、福島第一、第二原子力発電所の耐震バックチェックの計画見直しが議題になり、「報告書提出の後ろ倒しを1年強（概ねH22年度内）で収めるべく調整中」とされました（甲A162）。

ところが、平成21年2月11日に開催された「御前会議」では、最終報告は、平成24年11月とするとされ、大幅にその提出の延期を決めています（甲A165、11丁）。

これは、津波評価部会での検討の進捗状況や津波対策工を回避しようとする意図と決して無縁ではありません。

さらに、平成23年2月6日開催の「御前会議」では、「津波の高さが決定していない」などとして、さらにその提出期限を平成28年3月まで延期することが確認されているのです（甲A172、14丁）。

(3) 平成20年7月31日の後においても、武藤被告人のみならず、他の被告人にも、「津波」問題について知る機会は何度もありました。

平成20年9月30日に開催された第2479回常務会においては、「柏崎刈羽原子力発電所における耐震安全性強化工事等並びに福島第一・第二原子力発電所における水平展開工事」について、

「福島第一においては、地震時の安全性をより高めるための取り組みと

して、平成18年度から一部の工事を実施している。」

「なお、概算としては、900億円程度と想定。但し、津波対策を除く。」
とされました（甲A163）。

「津波対策を除く」とされているのは、まさしく、「津波対策」は必然ではあるものの、その規模等が定まらず、費用を計上することができないという事情があったからにほかなりません。

被告人らは、これらの記載を「津波対策」が必要かどうかわからないという意味も含まれているとの趣旨の供述をしています。しかし、そうであるならば、わざわざ、「津波対策を除く」などという表現はされません。

「津波対策」が必要だからこそ、その注意を促すために、このような記載がなされているのです。

武藤被告人には、この意味は十分わかったはずですし、他の被告人にとっては、なぜあえて「津波対策を除く」などということが記載されているのか、当然に疑問に思い、この意味を担当者に問い合わせすべきでした。

ところが、被告人らは、このような資料が提出された会議においてさえ、これに注目することなく、津波対策についての検討の進捗状況につき、何らの疑問も抱かず、質問等すらしていないのです。

(4) 平成20年11月25日、電事連第409回原子力開発対策委員会総合部会が開催され、武藤被告人が、総合部会部会長として出席しています（甲A271, 2・3丁）。

この席上、平成21年度の電力共通研究計画に関する議題が取り上げられ、ここでようやく「津波評価技術の高度化研究（Phase II）（甲A271, 8丁）」を行うことが決まりました。

この研究は、東京電力が、「土木学会に検討を委ねる」としていた津波の波源モデルの見直しが主な研究対象とされるものですが、ここで注目されなくてはならないのは、研究の必要性の項で、「地震調査研究推進本部や中央防災会

議等から波源に関する新たな知見が示されていること」等から、「最新の知見・技術に照らして、『津波評価技術』の改訂を行う必要がある。」とされてい る点です。

この記載からわかるとおり、電事連においても、長期評価が、「新しい知見」として、明確に意識されています。

つまりここでも、長期評価の見解に基づいて、三陸沖から房総沖にかけての 波源モデルを設定することを前提に、そのモデルを明治三陸地震による波源に するのか、延宝房総沖地震によるものとするかの議論に収斂されているのです。

この会議に出席していた武藤被告人は、当然にこのような事情を知ることができました。

9 平成21年2月11日開催の「御前会議」

平成21年2月11日開催の「御前会議」において、吉田部長は、

「土木学会評価でかさ上げが必要となるのは、1F5、6のR H R S
(残留熱除去海水系)ポンプのみであるが、土木学会評価手法の使い 方を良く考えて説明しなければならない。もっと大きな14m程度の 津波がくる可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう 考えるかそこから整理する必要がある」(甲A165、7丁)

と発言しました。この発言は、特に勝俣被告人にとって、重要な情報として受け 止められるべきものでした。

前述したとおり、この日は、福島第一原子力発電所の耐震バックチェックのス ケジュールが議題となり、「福島サイト耐震安全性評価に関する状況」と題する 資料が配付されています。そこには、1号機の中間報告を平成22年4月、2号 機を平成24年11月、3号機を平成23年8月、4号機を平成23年3月、5 号機を平成23年1月、6号機を平成24年5月としたうえ、最終報告を平成2 4年11月とする旨の記載があります。

ここでも、「地震随伴事象（津波）」については、最終報告で触れることとされています。

席上、最終報告の提出日と対策工事終了時期との関係が議論となり、勝俣被告人は「最終報告とは工事まで終了しているということか」という質問を発しています。吉田部長の発言は、この質問を受けての議論の流れの中でなされたものです。

つまり、ここでは、最終報告をまとめるにあたって、対策工事の前提となる津波水位をどのように考えるか、最終報告を提出するまでに、これに対する工事も完了している必要があるのか、ということが議論の対象とされたのです。

武黒被告人は、この吉田発言に注目し、

「女川や東海はどうなっているのか。」

と質問、これに対して、酒井が、

「女川はもともと高い位置に設置されており、東海は改造を検討中である。浜岡は以前改造しており、当社と東海の問題になっている。」

と答えました。いうまでもなく、吉田発言にある「14m」というのは、東電設計による「O. P. + 15. 707m」や「O. P. + 13. 552m」との計算結果に基づく重要な発言で、福島第一原子力発電所に10m盤を超えて津波が襲来することを意味するものでした。このことは、少なくとも武藤被告人は十分に分かっていました。

この議論を聞いていた書記役として陪席していた原田友和は、「地震随伴事象（津波）」のところに手書きで「問題あり だせない（注目されている）」などとメモしました（甲B61）。原田さえ、津波評価については、高い水位評価が出ているため「注目」され、「問題」がある、このため、現時点では「だせない」つまり、公表できないとの議論が行われたものと理解し、上記メモの記載をしたのです。

勝俣被告人も、このような簡単なことが分からなかつたはずがありません。

しかし、勝俣被告人は、この重大な発言に全く疑問を呈することなく、その場で質問等もしなかつたばかりか、その後も何らの対応もしようとしませんでした。

また武藤被告人は、それが分かっていながら、その場にいた土木調査グループの担当者等に土木学会に委ねた検討の進捗状況すら尋ねようとせず、これらの議論を全く無視してしまっています。

10 武黒被告人への報告

一方、武黒被告人は、平成21年2月11日の「御前会議」の席上での吉田発言に注目し、同年4ないし5月になって、この発言の趣旨について、説明を求めたといいます。

武黒被告人は、A3の用紙一枚に記載された資料を見せられ、長期評価、津波評価技術について説明を受けたうえ、「長期評価の考え方を前提に」、「土木学会手法で評価したら、敷地の南側で15.9メートル」(32回武黒34丁)、「貞観地震のモデルを使ったら9メートル」(同35丁)との計算結果が出た旨の報告を受けました。

ところが、武黒被告人は、この報告を聴いたにもかかわらず、

「吉田自身は計算結果が信用できないというか、当てにならないというか、そういうことで、いろいろと分からぬことが多いので、土木学会に検討を依頼して、もっとはつきりさせたいということ言って」(同35・36丁)

いたので、

「専門家集団にしっかり検討してもらうというのは、社内にそれを上回るエキスパート一員がないですから、当然のこと」と思った(同39丁)。

また、長期評価の見解に従った津波対策工を直ちに行うことについても、

「いつ起きるかもしれないというのは起きることが前提のように聞こえ

るんですが、そもそも、あの想定というのがそういう前提をするものかどうかというのは、私はそうは思いませんでした。ですから、そのような必要はないと思いました。」（同 39丁）

というのです。

しかし、武黒被告人はいったい、どのような根拠で「私はそうは思いませんでした。」として、「そのような必要はない」と即断してしまったのでしょうか。

これは武藤被告人にも言えることですが、単に吉田部長らの進言のみで、即断してしまっていることこそ問題なのです。

しかも、武黒被告人は、

「もしこれが、計算結果どおりの津波が来るとなれば、福島第一原子力発電所の状況はどのようになるんでしょうか」

との質問に対しても、

「その計算どおりということなんですが、そのところがむしろ問題だったので」

とか、

「そういう議論はありませんでした」

「それは仮定ですから、その前提が確認できていないので、その議論そのものが余り意味がないと思います」

などと、答えを意図的にはぐらかしています（32回武黒94・95丁）。

勝俣被告人にしても、武藤被告人にしても、基本的にこのような武黒被告人の対応や意識と変わることはありません。

万一、原子炉建屋やタービン建屋等の主要建屋がある10m盤上に「O. P. + 15. 707m」あるいは「O. P. + 13. 552m」もの10m盤を超える巨大津波が福島第一原子力発電所に襲来すれば、ドライサイトの発想でしか津波対策が行われていない情況にあっては、原子炉建屋やタービン建屋に多量の海水が浸入し、きわめて重大な事故が起きることは明白です。

とりわけ、武黒被告人は、前述の内部溢水・外部溢水勉強会における検討状況を認識していたのですから、このことは、よくわかつっていました（32回武黒52丁）。そのような結果の重大性に対するイメージも持たずに、「その前提」や「成立性」を議論する意味など全くありません。

被告人らは、単に、「福島県沖では津波地震は起きない」という科学的根拠のない、福島第一原子力発電所にとって都合のいい言説のみに理由なく依拠していました。

「土木学会に検討を委ねる」というのは、聞こえはいいのですが、それは具体的な数値が示され、従前の想定津波水位をはるかに超える津波水位を想定しなくてはならなくなつたという事態に直面し、その対策工を何らかの理由をつけて回避したいという意識の現れというほかありません。

11 その後

、(1) 被告人らにとって津波への対策工事を検討すべき機会は、その後も幾度となく訪れています。

被告人3名が出席して平成21年3月1日に開催された「御前会議」では、「福島サイト耐震安全性評価に関する状況」が議題とされ、山下センター長が「津波評価に関する説明方針」(甲A166, 2・6丁)について報告を行っています。

(2) 平成21年3月9日には、地震本部が、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の一部改訂について」を公表し、改めて三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）につき、

「今後30年以内の発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%程度と推定される。」

「その規模は、過去に発生した地震のM_t等を参考にして、M_t8.2前後と推定される。」

としています（甲A109）。

(3) 平成21年6月19日には、東京電力は、原子力安全・保安院に対して、福島第一原子力発電所1～4、6号機に関する耐震バックチェック中間報告（改訂）を提出しましたが、津波に対する安全性には触れられず、

「基礎地盤の安定性および地震随伴事象（津波に対する安全性、周辺斜面の安定性）については、現在解析・評価を行っているところであり、最終報告において結果を示す予定」

としました（甲A89）。

ところが、6月24日、中間報告の内容を審査するための「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会、耐震・構造設計小委員会、地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ会議」が開催され、席上重要な問題が提起されました。

岡村行信独立行政法人産業技術総合研究所活断層・地震研究センター長が、貞観地震による津波の規模が極めて大きかったことや、貞観地震による津波について、産業技術総合研究所や東北大学の調査報告が出ているにもかかわらず、東京電力は、中間報告で、貞観津波について全く触れていないのは問題であると指摘したのです。

岡村センター長は、

「震源域としては、仙台の方だけではなくて、南までかなり来ているということを想定する必要はあるだろう、そういう情報はあると思うんですね。そのことについて全く触れられていないのは、どうも私は納得できないんです。」

と発言しました（甲A111）。

この発言は、日本海溝沿いに波源を置くという長期評価をも視野に入れた発言であり、武黒被告人は、酒井からこの情況につき、同日、メールにて、報告を受けています（甲A184、138丁）。ところが武藤被告人は、これにも

何の関心も示しませんでした。

(4) 平成21年6月25日、東京電力の株主総会が開催されています。

これに先だって、被告人3名らの手元に用意された想定問答集にも、津波に関する事項が記載されていました。

「巨大津波に関する新知見」という項が設けられ、

「地震本部の知見 地震調査研究推進本部は太平洋岸の海溝沿いのどこでも大地震が発生するとしており、これに伴う津波を考慮すると福島第一、第二とも敷地レベル（1F（福島第一原子力発電所）：OP+10～12m, 2F（福島第二原子力発電所）：OP+12m）まで達し、非常用海水ポンプは水没する。」

と記載されています（甲A136, 甲A137, 甲A234）。

この資料が、被告人らの手元に配布されていたのです。

(5) 平成21年12月6日、被告人3名が出席して「御前会議」が開催され、福島第一原子力発電所等の「耐震安全評価スケジュールについて」議論され、報告書提出時期が検討され、最終報告実施済みの9プラントにおいては、「いずれも耐震性向上工事を完了した上で最終報告書を提出している模様」との状況が確認されています（甲A170）。

(6) 平成22年3月9日、被告人3名が出席して開催された第2550回常務会では、平成22年2月27日に「チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波について」、「原子力・火力地点における状況及び今後の課題」に関して、報告が行われました。（甲A171, 33回勝俣78丁）。

12 本件事故直前に被告人らが知り得た情報

(1) このように、平成20年の東電設計による津波解析以降、本件事故の直前に至るまで、「津波」に関する議論や、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見しうる情報は種々存在し、被告人らは、「津波」

に関心を持たざるを得ない機会は、幾度となくありました。

そして、本件事故直前に至ると、東電設計による津波解析結果だけでなく、津波評価部会第3期、第4期の進捗や、これと平行して東京電力社内で継続的に開催されていた「福島地点津波対策ワーキング会議」での津波対策工に対する具体的検討など特筆すべき事情もありました。

このような経過の中で、被告人らが、本当に土木学会に検討を委ねて、その結論に従うという意思を有していたのであれば、土木学会の議論について、関心をよせ、常に情報を収集していたはずです。ところが、そうではありませんでした。

(2) 平成21年3月、第3期津波評価部会は、平成19年1月から約2年間の審議を経て、「確率論的津波ハザード解析の方法(案)」を公表しました（甲A110）。

これは、原子力安全委員会が耐震安全性評価における確率論的安全性評価（P S A）の導入を議論してきたことを契機として、「原子力発電所において津波ハザードを具体的に評価する場合に活用されることを目標」としたもので、「実務的に原子力発電所の確率論的津波ハザード解析を実施する場合の具体的方法を提示することを意図して」まとめられたものでした。

この公表を受けて、東京電力では、平成21年11月、東電設計に対して、福島第一原子力発電所を含む「既設プラントに対する津波ハザード解析」を委託し、東電設計では、安中正らが中心となって、その解析を行いました（甲A115）。

この委託業務で、安中らは、当時進められていた貞観地震津波による堆積物調査の成果等も踏まえて、津波評価部会が示した手法に基づいて解析を行いました。

そして、その結果は、平成22年5月には、東京電力に対して、その概要が示されています（甲A115、82丁）。

その内容は、安中証言によると、

「今後 50 年というのを貞觀の地震に対して評価をすると、50 年の発生確率が一番大きいもので四十数パーセント、50 パーセントぐらいになる」（21 回 25 丁）

「2011 年から 50 年間というのを BPT モデルでやると、貞觀発生確率というのは、非常に高くなります。」（同）

「10 メーターを超えるようなレベルというのが 10^{-4} で出てくると。それから 11.5 メーターとか 12 メーター弱ぐらいだったと思うんですが、今後 50 年というレベルで見たときには、その 10^{-4} だというの は 10 メーターを超えるようなレベルだということがあって、それでは今の設計の津波が妥当だとはとても言えない」（同）

というものでした。

安中らは、平成 22 年 5 月 12 日、高尾らに対してこの結果の説明を行っています。

一方、 10^{-4} / 年との発生確率については、すでに平成 18 年 3 月、原子力安全委員会安全目標専門部会が「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について」、その指標値として、炉心損傷頻度（CDF）を 10^{-4} / 年程度、格納容器機能喪失頻度（CFF）を 10^{-5} / 年程度と定義し、「両方が同時に満足されることを発電炉に関する性能目標の適用の条件とする」としていました（甲 A 6 1）。

つまり、ドライサイトを基本に設計されている福島第一原子力発電所に 10 m 盤を超える津波が襲来するとすれば、浸水に対しては全く無防備なわけですから、「建屋・機器フラジリティ評価」や「事故シーケンス評価」を経るまでもなく、たちどころに電源を喪失し、炉心損傷に至ることは明らかです。

その確率が、上記指標値の 10^{-4} / 年に達する結果が示されたのです。

この意味で PSA の観点からは、緊迫性が認められる事態であったのです。

このような解析結果から、安中が証言するとおり、
「基本的に東電の担当者としては、津波が従来のままでは駄目だろ
うという意識はあった」（同 31丁）
のです。

被告人らは、細心の注意を払っていれば、このような情報をも容易に得るこ
とができたのです。

(3) さらに、電力共通研究や第4期津波評価部会では、東京電力からの要請に応
じて、平成21年から「波源モデルに関する検討」が継続的に行われました。
ここでは、長期評価の見解を前提に、福島県沖には、明治三陸地震の波源モ
デルを設定するか、延宝房総沖地震の波源モデルを設定するかのいずれかとする
ことが既定路線となっていました。

そして、平成22年12月7日に開催された土木学会平成22年度第2回津
波評価部会では、幹事団が、「波源モデルに関する検討～日本海溝沿い海域の
波源域について～」と題して提示した

「三陸沖～房総沖海溝寄りのプレート間大地震（JTT）について、
北部と南部を分割し、各活動域内のどこでも津波地震は発生するが、
北部領域（JTT1）に比べ南部領域（JTT2）ではすべり量が小
さい。南部（JTT2）は1677を参考に設定する。」

との見解（甲A127、505～512頁）に対して、委員からは、何らの異
論等はなく、事実上、土木学会の見解も固まったのです（甲A127、549
～552頁）。

そして、このことは、平成23年3月2日に開催された平成22年度第3回
津波評価部会においても、福島県沖つまり「JTT2」の海域には「1677
房総沖津波地震」の波源を用いることが「改訂案」として確認されていること
からも認められます。

(4) 平成23年2月23日、高尾は、武藤被告人らに【重要】地震本部の公表

について」と題して（甲A184、152・153丁），

「保安院審査課の名倉審査官に呼ばれ，地震本部が長期評価を公表することに關し，以下の話がありましたので，ご報告いたします。」

「太平洋側プレート境界の地震に関する長期評価を4月に発表すること」

とのメールを送信，これに対して，武藤被告人は，2月26日，高尾，山下らに，

「話の進展によっては大きな影響がありえるので，情報を共有しながら保安院との意思疎通を各レベルで図ることができるように配慮をお願い致します。」（甲A184、152丁）

との返信メールを送信しています。

(5) さらに平成23年3月7日，原子力安全・保安院は，東京電力に対して，地震本部が平成23年4月中旬に予定している「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」改訂版の公表に向けての対応に関して，ヒアリングを行いました。

高尾らは，津波評価部会において，日本海溝沿いの波源モデルについて，「北部では『1896年明治三陸沖』，南部では『1677年房総沖』を参考に設定する方針に異論なし」とされたことを説明するとともに，「明治三陸沖」で評価したときは，福島第一原子力発電所南側でO.P.+15.7m，「房総沖」で評価したときは，O.P.+13.6mの津波が予想され，原子炉建屋やタービン建屋等が浸水するとの分析結果が，すでに出ていたことを資料を示して説明しました。

これに対して，原子力安全・保安院の担当者は，早急に対策が必要である旨の指導を行っているのです（甲A130，甲A132）。

高尾は，この状況を武藤被告人に報告するため，「NISAヒア結果（地震本部4月公表）」と題するメールを同被告人に送信し，この中で，上記ヒアリ

シングの情況を詳細に報告するとともに、

「NISAコメントから津波対策工の検討を着実に実施する必要があり

ますので、社内津波WG事務局と相談して進めたいと思います」

として、津波対策工の必要性を強調し、津波ワーキンググループの方針を報告しています（甲A277）。

(6) 一方、平成22年8月27日から開始された福島地点津波対策ワーキング会議においても、当初から、上記津波評価部会の議論をふまえて、

「推本のO.P. 10m以上の津波に対しては、既存の非常用海水系電動機では、機能を維持出来ないため、水密化電動機の開発について実現性の可否を含めて検討中。」

「推本のO.P. 約10m津波の衝撃力に対する電動機およびポンプの耐力評価を行った結果、衝撃力に耐えられないという結果が出ており、津波対策として水密化電動機を採用する場合には、防波堤、防護壁、建屋等の津波衝撃力緩和策および漂流物防止策も同時に実施することが必須。」

等の報告がなされ、具体的な対策工の検討が継続的に行われています（甲A120）。

(7) この時期の津波評価部会には、高尾は委員として、金戸は幹事として参加しているのですから、その状況は十分に把握されていました。

しかし、高尾は、武藤被告人らから土木学会の議論の状況を尋ねられることも、報告を求められることもありませんでした（6回50丁、60丁、70丁）。

武藤被告人自身、高尾に限らず、誰にも報告を求めなかつたことを認めています（30回88丁、31回65丁）。

土木学会の検討の状況に無関心であったのは、武藤被告人の上司として土木学会に検討を委ねることを了承した武黒被告人も全く同様でした。

武黒被告人は、

「土木学会での検討が煮詰まってきて、その長期評価をどう扱うか、あるいは波源をどう扱うかといったことがかなり見通せるようになつてきたら、実際の対策検討は結果が出ないと、なかなか最終決定はできないまでも、少し幅広く検討をするなどして時間を無駄にしたくない」（32回103丁）

と考えていたと供述しています。

それにもかかわらず、吉田や酒井らから土木学会でどのような検討が行われているのかの報告を受けることもなく、質問して状況を確認することもしていないのです（同104丁）。

このように、原子力・立地本部の本部長と副本部長が共に、土木学会の議論に対して無関心であったということは、土木学会に検討を委ね、その結論に従つつもりであったという被告人らの供述が、全く信用できないことを示しています。

13 被告人らの過失責任の根拠

(1) 被告人らは、本件事故に至るまで、福島第一原子力発電所の運転・安全保全業務にそれぞれの立場で関与しており、その一環として津波の襲来に関しても、的確な情報を収集して、これに対処すべき義務を負っていました。

ところが、被告人らは、いずれも、他の者が自分に報告しなかったことを理由にして、報告しなかった者に責任を転嫁し、自己の責任を否定しています。

しかし、勝俣被告人には、自ら原子力・立地本部に対して報告を求める権限と義務がありました。

武黒被告人には、自ら原子力設備管理部の吉田部長らに報告を求める権限と義務がありました。

武藤被告人には、自ら土木調査グループの担当者らに報告を求める権限と義務がありました。

被告人らは、このような基本的な「情報収集義務」を怠った結果、結果を回避すべき的確な情報を得なかつたことにより、これへの対応を怠った過失があるのです。

(2) 講学上、「情報収集義務」に関する理論は、予見可能性が認められない事案についてまで情報収集義務を課すことによって、結果回避義務の存在を認めようとするもので、過失犯に要求される「予見可能性」の要件をないがしろにするものであるとの批判があります。

確かに、抽象的危険についての予見可能性に結びつく情報にすら接していない状況の下で、情報収集義務を課すとすれば、過失犯に予見可能性を求める要件は、形骸化してしまいます。

しかし、本件は全く異なります。

本件では被告人らは、いずれも「福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来する可能性がある」という基本的な情報に接しています。

しかもその情報は、長期評価の見解、津波評価技術が策定したパラメータス タディに基づく東電設計による計算結果に基づく根拠のある情報です。

問題はこの情報を真摯に受け止めたか、全く意に介さなかつたかという点です。

指定弁護士は、被告人らは、このような具体的な情報に接した以上、その地位、職責、権限等に照らして、原子力発電所の安全性を確保するために、さらに詳細かつ最新の情報を収集し、これに対処すべき義務があつたといつているのです。

つまり、本件では、「情報収集義務」というよりも、「情報補充義務」というべきものが、被告人らには課せられていたのです。

被告人らは、福島第一原子力発電所に10m盤を超える巨大津波が襲来するという計算結果があることを知った以上、これらの事情を契機として、それぞれの立場で得ることができる情報に基づき、本件原子力発電所に襲来する津波

に関する情報に注意を傾け、自らもその権限に基づいて、担当部署に報告を求めるなど、真摯にこれらの情報を収集することにより、津波対策工の必要性を認識し、これに対処すべきだったのです。

(3) このような情報収集義務を前提とする予見可能性に関して、裁判例もあります。

大阪高裁（平成14年8月21日判時1804号146頁）は、「非加熱濃縮血液凝固因子製剤の危険性に関する認識可能性」に関して、

「最高責任者あるいはこれの補佐者、医薬品の研究に関する業務の統括者としてすでに血液製剤のエイズ発症の危険性が大きな社会問題となりかけていて、主宰する常務会等で何度もこの問題の検討を重ねていた被告人らは、エイズ情報には細心の注意を払い、丹念に報告を求め、密接に協議しつつ、これに対処すべきであった。」

としています。

また、自動車部品の強度不足に関する会社幹部の注意義務について、

「その地位や職責、権限等に照らし、被告人から更に具体的な報告を徴するなどして、三菱自工製ハブに強度不足のおそれがあることを把握して、同被告人らに対し、徹底した原因調査を行わせるべく指示し、同社製ハブに強度不足のおそれが残る以上は、関係会議を開催するなどしてリコール等の改善措置を実施するための社内手続を進める一方、運輸省担当官の求めに対しては、調査の結果を正確に報告するなどして、リコール等の改善措置実施のために必要な措置を採り、強度不足に起因するDハブの輪切り破損事故が更に発生することを防止すべき業務上の注意義務があったというべきである。」

と判示する最高裁決定（平成24年2月8日判時2157号133頁）もあります。

14 武藤被告人の過失責任

(1) 武藤被告人が、平成20年7月31日、土木調査グループの担当者らの進言にもかかわらず、これを取り上げず、土木学会の検討に委ねるなどという指示をしたこと自体誤りでした。

しかも、武藤被告人は、このような指示をした後、本件事故に至るまで、原子力設備管理部長や土木調査グループの担当者らから、土木学会の検討結果についての報告を受けたこともなく、担当者に、土木学会における検討状況について報告を求めることもしていません。自ら、検討を委ねるよう指示していたにもかかわらず、このような有様なのです。担当者から報告がなかったといって、担当者にその責任を転嫁しています。

しかし、吉田部長や山下センター長、土木調査グループの酒井、高尾らは、津波評価について、多額の費用と時間を費やして、調査検討するなど、自己の職責を忠実に履行しています。そして、平成20年6月10日と7月31日には、その結果や津波対策工に向けての具体的な進言を武藤被告人に行っているのです。

これらの努力を全く無視してしまったのは、武藤被告人自身に他なりません。このような事情にありながら、担当者からの報告がなかったとして、弁解し、自らの責任を回避しようというのは、責任転嫁も甚だしいといわなくてはなりません。

(2) 武藤被告人は、土木学会の検討結果が出るか、見通しが立った段階で必要な対策に向けた工事を考えるつもりだったと述べています（31回47丁）。

もしこれが本心であったとすれば、津波の安全性評価に関して、常に細心の注意を払い、原子力設備管理部長や土木調査グループの担当者らに対し、丹念に報告を求め、綿密に協議することにより、時期に遅れないよう対処するべきでした。しかし、武藤被告人の態度には、その片鱗すら窺うことができません。

武藤被告人が、その言葉通りに対処していたなら、延宝房総沖モデルによる

計算結果が「O. P. + 13. 552 m」であったこと、平成22年12月7日の時点では、津波評価部会においてさえ、三陸沖から房総沖海溝寄りプレート間大地震について、南部は房総沖モデルを参考に設定することがまとまっていたことをも知り得たはずです。

(3) このように、武藤被告人は、すでに、「O. P. + 15. 707 m」との情報を得た平成20年6月10日には、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見することは十分可能でした。

そして、その津波が同発電所の非常用電源設備等がある原子炉建屋やタービン建屋等へ浸入し、これにより同発電所の電源が失われ、非常用電源設備や冷却設備等の機能が喪失し、原子炉の炉心に損傷を与え、ガス爆発等の事故が発生する可能性があることを予見できました。

したがって、武藤被告人は、平成20年6月10日の時点ですでに、

- ① 原子力設備管理部の担当者らに対して、津波対策工の具体的な方策等の防護措置をすみやかに検討させ、
- ② その結果を勝俣被告人や武黒被告人ら最高経営層に報告するとともに、
- ③ 常務会や取締役会を開催して、前記防護措置を講ずるための工事を行うことや、これが完了するまでの間は、本件原子力発電所の運転を停止すべく決議するよう進言する

などの義務が生じていたのです。

同被告人は、かかる義務を怠ったばかりか、平成20年7月31日以降も、何らの防護措置をとろうとしませんでした。

同被告人は、7月31日、吉田部長らに対して、土木学会に検討を委ねることを指示したのですから、土木調査グループ等の担当者らに対して、津波評価部会における検討状況を逐次報告させ、その検討状況に照らした津波対策工を指示し、とりわけ、原子力・立地本部長に就任した後、平成22年12月頃までには、津波評価部会においてさえ、福島県沖には、延宝房総沖地震の波源を

設定する見解に固まっており、これによる計算によつても、本件原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することの結果が出ていたのですから、この情報を的確に把握し、

- ① 担当部署に対して、津波対策工の具体的措置を講ずるよう指示するとともに、
- ② 自ら、取締役会や常務会に対して、上記措置を行うことや、その措置が完了するまでの間、本件原子力発電所の運転を停止することを提案し、
- ③ これを実行する

義務がありました。

しかし、武藤被告人は、何らの措置を講じることなく、漫然と、福島第一原子力発電所の運転を継続した過失があり、この過失により本件事故を引き起こしたのです。

15 武黒被告人の過失責任

(1) 武黒被告人は、前述のとおり、平成21年2月11日開催の「御前会議」での吉田発言を聞き、同年4月か5月に改めて吉田部長に報告を求め、土木学会に検討を委ねるという方針を了承したと供述しています。

しかし、その後、副本部長の武藤被告人や吉田部長らに対して、土木学会の検討の進捗状況につき報告を求めたことは一切ありませんでした。

武黒被告人は、吉田部長から一度報告を求めたことで、自らの情報収集義務を果たしたというのかもしれません。しかし、同被告人は、吉田部長らの報告により、武藤被告人が平成20年6月10日時点で聞き知った内容と同じ内容の事態を認識しているのです。

武黒被告人は、原子力・立地本部の本部長です。原子力・立地本部は、原子力発電所の運転・安全保全業務につき、第一次的に責任を負う部署です。

そうであれば、武黒被告人の地位や職責からすれば、上記報告の後、土木学

会の検討状況を注視し、常に細心の注意を払い、武藤被告人や吉田部長に対し、丹念に報告を求め、同人らと綿密に協議することにより、津波対策に万全を尽くす義務があったことは明らかです。

また、武黒被告人が武藤被告人に対して、積極的に報告を求めるることをしていれば、武藤被告人もまた、土木調査グループ等の担当者らに、同様の報告を求める行為に出たはずです。

武黒被告人にしても、武藤被告人にしても、漫然と、部下からの報告を待つだけということなど許されないです。

(2) 武黒被告人は、平成22年6月に、原子力・立地本部長を退任し、フェローに就任しています。この点につき弁護人は、フェローは、その職責上、業務執行権限を有しておらず、原子力発電所の運転・安全保全業務に従事することはないし、実際にそれらの業務に従事したことないと主張しています。

しかし、武黒被告人は、フェローに就任後も、福島第一原子力発電所の「耐震バックチェック」について重要な議論を継続していた「御前会議」にはすべて出席し、会社の方針を導く発言をするなど、本部長就任時と何ら変わらない役割を果たしていました。

また、弁護人は、フェローは、規程上、東京電力の社長を直接補佐するものとされているものにすぎないから、会長である勝俣被告人を補佐する立場にはなかったなどとも主張しています。

しかし、東京電力において、会長職が置かれた場合には、会長が代表権を保有することはもちろん、取締役会や株主総会の議長をも務める立場にあるのですから、事実上、社長を補佐することは、会長をも補佐しているものと評価されます。

いずれにせよ、武黒被告人は、フェロー就任後も、フェロー規定第2条に明記されているとおり、最高経営層を補佐する「技術系の最高幹部」として、「技術的政策策定への参画と高度技術の経営への迅速な反映」(弁45)をするこ

との一環として、福島第一原子力発電所の運転や安全保全業務に実質的に携わっていたものと評価できるのです。

(3) このように武黒被告人は、少なくとも、吉田部長らから、「O. P. + 15. 707m」の情報を得た平成21年4ないし5月頃には、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見することは十分可能でした。

そして、その津波が同発電所の非常用電源設備等がある原子炉建屋やタービン建屋等へ浸入し、これにより同発電所の電源が失われ、非常用電源設備や冷却設備等の機能が喪失し、原子炉の炉心に損傷を与え、ガス爆発等の事故が発生する可能性があることを予見できました。

したがって、武黒被告人には、平成21年4ないし5月頃には、

- ① 原子力設備管理部の担当者らに対して、津波対策工の具体的な方策等の防護措置をすみやかに検討させ、
- ② その結果を勝俣被告人ら最高経営層に報告するとともに、
- ③ 自ら、常務会や取締役会に対して、前記防護設備の工事を行うことや、これが完了するまでの間は、本件原子力発電所の運転を停止すべく決議するよう提案し、
- ④ これを実行する

義務が生じていました。

武黒被告人は、かかる義務を怠ったばかりか、その後も、何らの防護措置もとろうとしませんでした。

すなわち、同被告人は、直属の部下である原子力設備管理部長らに対して、津波評価に関する検討状況を逐次報告させ、その検討状況に照らした津波対策工を指示し、とりわけ、平成22年12月頃までには、津波評価部会においてさえ、福島県沖には、延宝房総沖地震の波源を設定するとの見解が固まっており、これによる計算によつても、本件原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来するとの結果が出ていたのですから、この情報を的確に把握し、

- ① 原子力設備管理部の担当者らに対して、津波対策工の具体的検討を行うよう指示するとともに、
- ② フェロー就任前においては自ら、常務会や取締役会に対して、前記防護設備の工事を行うことや、これが完了するまでの間は、本件原子力発電所の運転を停止すべく決議するよう提案し、フェロー就任後は、その旨最高経営層に助言するなどして
- ③ これを実行する

義務がありました。

しかし、武黒被告人は、何らの対処をすることなく、漫然と、福島第一原子力発電所の運転を継続した過失があり、この過失により本件事故を引き起こしました。

16 勝俣被告人の過失責任

(1) 勝俣被告人は、平成21年2月11日の「御前会議」において、吉田部長の「もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要がある」という発言を聞いています。勝俣被告人もこのこと自体は認めています(33回30丁, 35丁)。

ところが、勝俣被告人は、この発言に関心を示さず、「いずれ、整理して、必要であれば報告がある」はずと受け止め、質問もしていないばかりか(33回36丁)，その後、原子力・立地本部に対して、報告を求めることも一切ありませんでした。

勝俣被告人は、しきりに、津波の安全性については、「必要になれば原子力本部のほうからそれなりに報告なり説明」があると思っていたと供述し、原子力・立地本部からは、何も言って来なかつたので、安全性に問題はないと思っていたと強調しています(33回41丁, 46丁, 79丁)。

しかしその一方で、「福島県沖については、津波は、基本的に大きな津波は来ないということで聞いてましたので、特に津波についての問題意識はありませんでした。」とも供述しています（33回24丁、52丁）。

そうであればなおさら、「御前会議」の場で「14m」という巨大津波が襲来するという、従前の認識とは大きく異なる見解があることを聞いたのだから、当然これに关心を示し、疑問や不安を抱いたはずです。

ところが、驚いたことに勝俣被告人は、吉田部長の発言に何の疑問も湧かなかつたと供述するのです（33回71・72丁）。しかし、何の疑問を抱かず、不安をも抱かなかつたことこそ、おかしいのです。もし疑問も不安も抱かなかつたとすれば、原子力発電所の安全性についての意識が著しく欠如していたということになります。最高経営層としての資格をも問われるものといわなくてはなりません。

そして、原子力発電所の安全性に責任を持つ勝俣被告人の地位や職責からすれば、少なくとも、その疑問や不安を払拭するためにも、自ら原子力・立地本部長であった武黒被告人や、原子力設備管理部の担当者に報告を求め、その内容を吟味し、これに対応する義務があったことは明らかです。

「中越沖地震対応打合せ」は、社員の間で「御前会議」と称されているよう勝俣被告人の「御前」で、情報を共有し合い、方向性を議論し、共通の認識を持つ場でした。

同被告人は、その場に最も上位の者つまり「御前」として出席し、同じ場には、原子力・立地本部長として武黒被告人、副本部長として武藤被告人も出席していました。原子力設備管理部長など専門的知見を有する担当者も列席していました。そうであるからこそ、正にその場を活用して、細心の注意を払い、同人らに対し、丹念に報告を求め、綿密に協議し、他の被告人らとともに津波の対策につき検討すべき義務があったことはあまりにも明らかです。

(2) 勝俣被告人は、原子力発電所の技術的なことは分からず、技術的な事項は、

所管部署を信頼して任せていた、専門的技術的事項にわたる場合には、所管部門が適正に職務を遂行していることを前提に、報告等による情報に明らかに不備・不足があつて、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情がない限り、所管部署を信頼してこれに任せていたとしても、刑事上の過失責任が問われることはないと主張し、本法廷でもこれに沿う供述をしています。

しかし、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来するかどうか、長期評価に基づいて津波評価を行うべきかどうかといった問題は、原子力発電所の運転・安全保全業務にとって極めて基礎的かつ重要な課題です。それ故、東京電力の最高経営層に属するものとして、自ら、その内容を把握しておくべき課題であることは明白です。

しかも、「御前会議」の席上で、担当部長から巨大津波の襲来についてあえて発言がなされたのです。まさしくこれに「躊躇を覚える」べき「特段の事情」が存在していたのです。このような事態に鑑みれば、専門知識がなくとも、その重要性は十分に判断可能であり、少なくとも、その後これらの情報をさらに収集して、経営判断をしなくてはならないと考えるべきで、そうすることは十分可能でした。

地震、津波に関する専門的知識はなく、原子力発電の技術的な事項に関する専門的知識はないといつのであれば、なおさら、社内の専門的知見を有する者の報告、情報、意見を真摯に聴取し、経営判断に反映させる義務があったのです。

そのための情報共有の場として、「御前会議」である「中越沖地震対応打合せ」があったはずです。

社長や会長は、会社全体の経営問題を考えていればいい、具体的なことは担当部署に委せておけばいいなどといって、原子力発電所の安全性という重大問題を、担当者にすべてを委ねるなどということなど、あってはならないのです。

(3) また、勝俣被告人は、平成20年6月に社長を退任し、会長に就任して以降

は、

- ① 職制及び職務権限規程においても会長の職務権限については何ら定められていない、
- ② 会長は、最高経営層には含まれないものとされ、定款、取締役会の決定、社内規程でも、会長には業務執行権限はなく取締役としての分掌業務も与えられない、

として、原子力発電所の運転・安全保全業務には何らの権限はなかったとの趣旨の主張をしています。

しかし、勝俣被告人は、会長就任後も東京電力の意思決定機関である常務会や取締役会の一員に止まらず、株主総会や取締役会の議長として（弁42、取締役会規程4条3項）、重要な役割を果たしていました。

しかも、常務会のメンバーとしての会長は、「常務会規程」上、議案提案権があり（弁40、同規程6条）、いつでも、本件原子力発電所の運転・安全保全業務等について、意見を述べ、一定の提案を行う権限をも有していたのです。

それだからこそ、勝俣被告人は、会長就任後においても、「御前会議」に出席したうえ、会社の方針に関わる重要な発言も行っているのです。

(4) こうして、勝俣被告人は、少なくとも平成21年2月11日の「御前会議」以降、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見することができました。そして、その津波が同発電所の非常用電源設備等がある原子炉建屋やタービン建屋等へ浸入し、これにより同発電所の電源が失われ、非常用電源設備や冷却設備等の機能が喪失し、原子炉の炉心に損傷を与え、ガス爆発等の事故が発生する可能性があることを予見できました。

- したがって、勝俣被告人には、少なくとも、平成21年2月11日以降には、
- ① 原子力・立地本部長らに対して、津波対策工の具体的な方策等の防護措置をすみやかに検討させ、
 - ② 自ら、常務会や取締役会に、前記防護設備の工事を行うことや、これが

完了するまでの間は、本件原子力発電所の運転を停止すべく決議するよう提案し、

③ これを実行する

義務がありました。

同被告人は、かかる義務を怠ったばかりか、その後も、何らの防護措置をとろうとしませんでした。

すなわち、同被告人は、原子力・立地本部長らに対して、津波評価に関する検討状況を逐次報告させ、その検討状況に照らした津波対策工を指示し、とりわけ、平成22年12月頃までには、津波評価部会においてさえ、福島県沖には、延宝房総沖地震の波源を設定するとの見解が固まっており、これによる計算によっても、本件原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来するとの結果が出ていたのですから、この情報を的確に把握し、

① 原子力・立地本部長らに対して、津波対策工の具体的検討を行うよう指示するとともに、

② 自ら、取締役会や常務会に対して、津波対策工の措置を行うことや、その措置が完了するまでの間、本件原子力発電所の運転を停止することを提案し、

③ これを実行する

義務がありました。

しかし、勝俣被告人は、何らの対処をすることなく、漫然と、福島第一原子力発電所の運転を継続した過失があり、この過失により本件事故を引き起こしたのです。

第8 情状

人の死傷という結果を発生させた過失犯において、犯情として考慮される要素は大きく3つあります。

第1に、結果の大きさです。

人の生命・身体という法益に対する侵害の程度が大きいほど、行為責任は重くなります。

第2に、被告人の地位・立場・権限の大きさです。

地位・立場・権限が大きいほど重い責任を負っているのですから、規範に反する非難の程度が大きくなり、行為責任は重くなります。

第3に、注意義務懈怠の大きさです。

注意義務懈怠の程度が大きいほどやるべきことをしていないのですから、規範に反する非難の程度が大きくなり、行為責任は重くなります。

本件は、被告人らの過失により、原子力発電所において炉心損傷等の重大事故を引き起こし、水素ガス爆発等により現場作業員らが傷害を負い、また、大量の放射性物質が放出されたことで、多数の住民に避難を余儀なくさせ、避難の途上で入院患者らが死亡したという歴史上類を見ない大事故について、東京電力の最高経営層に属する者らに対して刑事責任を問うものです。

本件は、これら3つの要素のいずれについても、極めて大きいことが明らかです。

死亡した人の数は44名、負傷した人の数は13名にのぼります。

避難を余儀なくされ、長時間にわたる過酷、悲惨な搬送等の状況の中で、命を失わなければならなかつた被害者の苦しみ、無念さは、あまりにも大きいものです。

本法廷において、本件事故による避難で両親を失つた被害者の遺族は、

これだけの被害を出しておいて、誰一人、責任者が責任を取っていないのは悔しいの一言で絶対に許すことはできません。

私は死んでも許すことが出来ないです。

と陳述し、同じく本件事故による避難で父親を失った被害者の遺族は、
水分や栄養を摂取できず、身動きもできない状況で、どれだけ辛く、苦し
かったことでしょう。

と陳述しています。

さらに、母親を失った被害者の遺族は

私は、母が死んだのは心不全では無く、東京電力に殺されたと思ってます。
と陳述しています。

本件事故は、万が一にも、絶対に、あってはならない事故であったのです。

被告人ら3名は、いずれも、東京電力の最高経営層に属する人達です。

それにもかかわらず、福島第一原子力発電所の10m盤を超えて津波が襲来する
可能性があることを知りながら、何一つ対策をしませんでした。

だからこそ、被告人ら3名の犯情は、業務上過失致死傷罪の中でも、極めて重い
のです。

過去の裁判例においても、上記3つの要素がいずれも大きいものには、厳しい量
刑がされています。

45名が死亡し、22名が負傷した川治プリンスホテル事件では、経営管理業務
を統括掌理していた取締役であるにもかかわらず、防火対策をとらなかつた被告人
に対し、禁錮2年6月の実刑（最決平成2年11月16日判時1374号33頁），
32名が死亡し、24名が負傷したホテル・ニュージャパン事件では、経営管理業
務を統括掌理していた代表取締役であるにもかかわらず、防火管理体制を確立しな
かつた被告人に対し、禁錮3年の実刑（最決平成5年11月25日判時1481号
15頁）が言い渡されています。

一方、被告人らはいずれも、終始、東京電力の最高経営層に属する者として、や
るべきことはやってきた、だから、全く責任を負うものではないといって、何らの
反省の態度を示していません。

被告人らに有利に斟酌すべき事情は、何ひとつないのです。

また、被告人ら3名の責任の大きさに差をつける事情もありません。

被告人らに対する量刑は、これらの事情を考慮して判断されなければなりません。